

# 第1期 山元町地域福祉計画

— 素案 —

令和6年3月

山 元 町



# 第1期 山元町地域福祉計画

■計画策定に当たって

町長挨拶掲載予定

# 目次

第1章 山元町地域福祉計画策定に当たって.....	1
第1節 計画策定の意義.....	1
第2節 地域福祉について.....	2
第3節 計画の位置付け.....	9
第4節 計画の期間.....	10
第5節 計画の策定方法.....	11
第6節 計画の実施と推進評価.....	12
第2章 地域福祉を取り巻く現状.....	14
第1節 山元町の地域福祉の現況（地域福祉ニーズ調査の分析結果）.....	14
第2節 地域福祉にかかる主要課題の整理.....	21
第3章 計画の基本的な考え方.....	23
第1節 基本理念・基本目標.....	23
第2節 計画の体系.....	25
第4章 計画の具体的な取組.....	27
基本目標1 つながりを感じる孤立のない地域づくり.....	27
施策1 共生マインドの向上と支え合うための学習機会づくり.....	27
1-1 地域福祉計画をもとにした啓発・広報.....	27
1-2 福祉学習を通じた主体形成.....	28
1-3 ボランティア機会の拡充と福祉学習.....	28
施策2 生きがいと地域参加を両立する多様な活躍の場づくり.....	29
2-1 生きがいづくりから地域活動への発展支援.....	29
2-2 地域活動の情報発信・担い手育成.....	29
2-3 民生委員・児童委員の活動支援.....	29
施策3 地域のつながりづくりや仲間づくり・居場所づくり.....	32
3-1 通いの場等の活動支援.....	32
3-2 地域子育て支援拠点事業等の推進.....	32
3-3 地域で子育てを支える支援の強化.....	32
3-4 子どもの居場所づくりの充実.....	33
3-5 障害者団体への活動支援.....	33
3-6 町民誰もが気楽に参加できる居場所確保の推進.....	33
基本目標2 安心感を高める支え合いの仕組みづくり.....	36
施策4 社会とつながる学ぶ場・働く場づくり.....	36
4-1 多様な学ぶ場・働く場づくり.....	36

4-2 「社会とつながりたい」「働きたい」を応援するための情報発信.....	36
4-3 多様な機会の創出.....	36
4-4 就労支援を通じた地域づくり.....	37
施策5 生活支援の活動づくり・仕組みづくり.....	38
5-1 生活支援活動を行う関係団体の組織化.....	38
5-2 支え合いの活動強化・有償の仕組みづくり.....	38
5-3 人材の確保、人材育成、研修プログラムの検討.....	38
5-4 福祉アクセシビリティの向上に向けた取組支援.....	39
5-5 増加する単身者への生活支援サービスの充実強化.....	39
施策6 災害時における支え合いの仕組みづくり.....	40
6-1 防災意識の向上.....	40
6-2 災害時の避難支援、要配慮者対策の推進.....	40
6-3 地域防災計画の運用を通じた地域の支え合いの仕組みの強化.....	41
6-4 災害時に活動できる人材の育成.....	41
6-5 災害時の福祉避難所の円滑な運営体制の整備.....	41
6-6 防犯・消費者被害対策の推進.....	41
基本目標3 複雑化する生活課題を協働で解決する体制づくり.....	43
施策7 包括的な相談支援体制の構築.....	43
7-1 身近な生活圏域での相談窓口の明確化と周知の強化.....	43
7-2 「断らない相談支援」に向けた多機関協働の規範形成.....	43
7-3 制度の狭間にある対象者への伴走型支援の仕組みづくり.....	43
7-4 地域と連携した潜在的なニーズの把握の仕組みづくり.....	44
7-5 早期発見・早期介入の仕組みづくり.....	44
7-6 人と人、人と資源を繋ぐ地域福祉コーディネーターの配置.....	44
施策8 多機関協働に向けたネットワークの構築.....	46
8-1 保健・医療・福祉の連携.....	46
8-2 地域包括支援センターの機能強化.....	46
8-3 地域自立支援協議会の機能強化.....	46
8-4 不登校児童生徒への対応やいじめ問題等への対応.....	46
8-5 生活困窮者への支援の強化.....	47
8-6 再犯防止への取組（再犯防止推進計画）.....	47
施策9 権利擁護の推進に向けた成年後見制度の仕組みづくり（成年後見制度利用促進計画）...	48
9-1 権利擁護に関する制度の周知と利用促進.....	49
9-2 支援体制の充実.....	49
9-3 意思決定支援の充実.....	50
9-4 一人暮らし住民の終末期の看取り、死後対応への支援事業.....	50
9-5 人権相談・人権教育の推進.....	50
9-6 虐待・ドメスティックバイオレンス（DV）の早期発見・早期対応.....	50
9-7 高齢者・子ども・障害のある人の虐待防止ネットワークの強化.....	51

基本目標4 多様な主体が協働する創造的な地域の基盤づくり .....	52
施策10 社会福祉協議会の基盤強化と協働による地域福祉計画の推進 .....	52
10-1 社会福祉協議会の運営を支援し、地域福祉推進の基盤の強化 .....	52
10-2 地域福祉推進の中核的組織として社会福祉協議会の活動支援 .....	52
10-3 地域福祉活動計画との一体的な運用と推進 .....	52
施策11 社会福祉法人との連携による地域福祉の推進 .....	54
11-1 福祉法人の連携体制の推進と顔の見える関係づくり .....	54
11-2 福祉法人の専門職と住民が協働できる環境の整備 .....	54
11-3 専門職人材の確保や定着に向けた取組の推進 .....	54
11-4 災害発生時における町内社会福祉法人と地域との連携の検討 .....	54
施策12 共生社会づくりに向けた庁内連携の強化と体制づくり .....	55
12-1 本計画の推進を通じた重層的支援体制整備事業への取組拡充 .....	55
12-2 行政職員の地域福祉マネジメント力の向上 .....	55
12-3 地域福祉計画の方向性や取組の情報発信 .....	55
資料編 .....	56
1 策定委員会名簿 .....	56
2 策定委員会設置要綱 .....	57
3 用語の整理 .....	58

# 第1章 山元町地域福祉計画策定に当たって

## 第1節 計画策定の意義

本町では、地域福祉調査の結果をもとに、各分野別の計画に共通する地域生活課題を庁内で検討し、今後の人口減少社会と単身化が進む地域社会の変化に対応していくため、新たに「第1期山元町地域福祉計画」を策定します。地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、山元町の地域福祉推進の理念や方針を明確に示すための計画です。いわば、地域福祉を具体的に推進する観点から福祉分野及びそれに関する様々な計画や施策を総合的かつ一体的に定めるための「福祉の総合計画」と位置付けられます。

人口減少社会の到来は、町の第6次総合計画が捉える将来像にみるように、町政運営に大きなインパクトをもたらします。その中で、大きな割合を占める福祉行政も例外ではありません。宮城県内でも高齢化が顕著に進む本町においては、介護保険制度に基づき、地域包括ケアシステムの構築を通じたサービスの充実・強化を図る必要があります。しかし同時に、高齢化する地域で増加する単身世帯への施策を検討することも重要になります。同制度の介護サービスの提供のみならず、買い物や通院の問題は、商業施設の立地や病院の立地によって、大きな影響を受ける生活のアクセシビリティに関わる課題です。本町では、地区によって日常生活上の利便性に関する問題が顕著に現れる点が特徴になります。特に、生活上の移動等の手段に関しては、社会生活に及ぼす影響も大きく、公共交通を巡る課題として、自宅から最寄りの駅・停留所への移動が困難な人が増えてきています。

また、人口減少社会に加えて、家族・地域の変容が大きく進行する中で、地域での孤独・孤立が社会的課題になっています。孤立は、個人のみならず世帯にも現れます。8050世帯は、日本の人口割合でも比重の高い団塊の世代と団塊ジュニアが家族で高齢化し、家族介護の問題や就労・所得の問題、周囲からの孤独・孤立の問題等が複合する課題として、多様化・複雑化してきています。この問題は、それぞれの世帯によって、個別の事情を内在していることが多く、いくつもの問題が複合し、当事者だけでの解決が難しい点に特徴があると言われます。制度的・専門的な相談支援により、丁寧な関わりと問題を解きほぐす中長期的な関わりが必要とされます。従来の社会福祉六法に基づく既存の福祉制度ごとの対応だけでは、その課題の全てを解決することは不可能です。

さらに、地域コミュニティに関する課題も顕著です。高齢化する地域で、地域活動をどう維持するか、高齢者の身近な生活を見守り・支える担い手をどう確保するかという問題を生じます。高齢者が高齢者を支えるという地域の現実の中で、災害への対応や、日々の暮らしの支え合いを考える一方で、生産年齢世代が地域への関心を高める取組を啓発し、将来に向けて地域の持続可能性を高める視点で取り組むビジョンづくりも必要となるでしょう。多世代、全世代を巻き込む地域づくりでは、新たな地域活動の魅力を再発見し、誰もが生きがいや役割をもち、地域への参加を通して人とのつながりを感じ続けられるような地域像を再構築していくビジョンが必要になります。

本町の地域福祉の推進では、制度・分野ごとの縦割りや支える側、支えられる側という従来の関係を越えて、地域や一人ひとりの人生の多様性や権利が守られるために、人と人、人と社会がつながり支え合う「地域共生社会」の実現に向けて、多様な社会参加や地域づくりを福祉に限らず多様な主体が参加して構築していくことを具現化する計画を策定します。

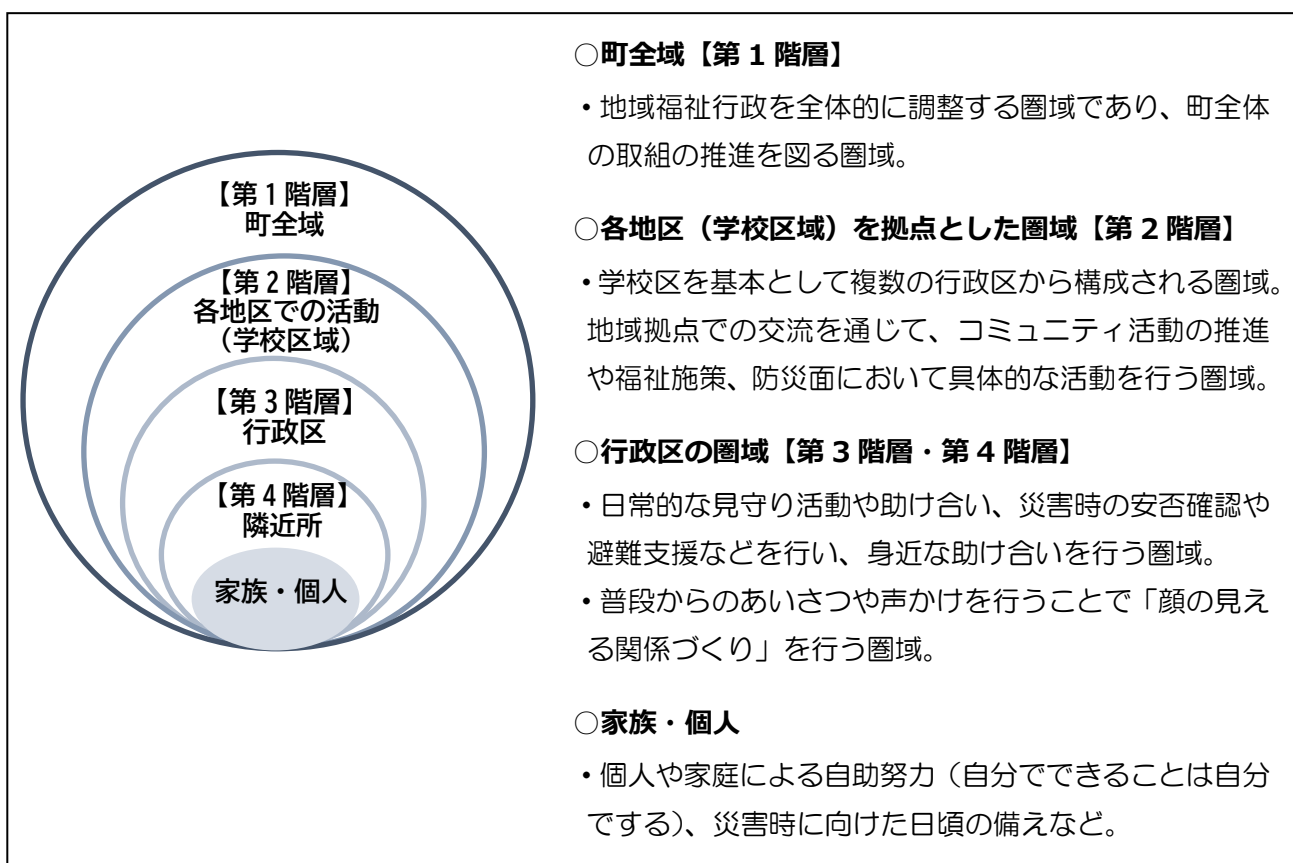
## 第2節 地域福祉について

### 1 地域福祉推進の「地域」とは

地域福祉を推進する上で、一言で「地域」といっても、その捉え方は年齢や活動団体等によって異なることが考えられます。

そのため、地域福祉を推進するために必要な取組や仕組みづくりを効果的、効率的に展開していくために、以下のような4層構造の福祉圏域を設定し、地域福祉を推進します。

#### ◇地域のイメージ





## 2 「協働」の構築へ

「協働」とは、お互いを理解しあいながら共通の目的を達成するために協力し、よりよい地域社会を形成することです。

本計画では、町民・各種団体・事業者・社会福祉協議会・町という異なる組織がお互いの立場や組織の目標を尊重しながら、地域の課題解決という目的・目標に向けて、町民の主体的な取組や各地域での自主的な活動に、共に協力して行動することを「協働」と位置付けます。

## 3 地域福祉計画

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき市町村が策定する計画であり、地域福祉を推進していくための理念や総合的な施策の方向性を示すものです。

### ◇（参考）社会福祉法

#### 第 107 条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への地域住民の参加の促進に関する事項
- 5 包括的な支援体制の整備に関する事項

### ◇具体的な取組（例）

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保などを目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都町計画など）との連携に関する事項
  - イ 高齢、障害、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
  - ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方
  - エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
  - オ 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービスの展開
  - カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
  - キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
  - ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方

- ケ 地域住民後見人などの育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
  - コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者、又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
  - サ 保健医療、福祉などの支援を必要とする犯罪をした者などへの社会復帰支援の在り方
  - シ 地域における地域住民などが集う拠点の整備や既存施設などの活用
  - ス 地域における地域住民などが主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
  - セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄付や共同募金などの取組の推進
  - ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業などを有効に活用した連携体制
  - タ 全庁的な体制整備
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ア 福祉サービスの利用に関する情報提供や相談支援体制の整備
  - イ 支援の必要な方が必要かつ適切な福祉サービスを利用することができる仕組みづくり
  - ウ サービス利用に結びついていない支援の必要な方への対応
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ア 制度によるサービスと地域での支え合いやボランティア等が行う支援（インフォーマルサービス）が地域で連携するための体制づくり
  - イ 民間事業者やNPO法人などの幅広い事業者の福祉サービスへの参入促進
  - ウ 事業者の福祉サービスの内容や質が適正であるか点検する仕組みづくり
- 4 地域福祉に関する活動への地域住民の参加の促進に関する事項
- ア 地域における地域住民、福祉活動団体、NPO法人などの社会福祉活動への支援のための活動拠点の充実
  - イ 地域福祉を推進する人材の育成・確保
- 5 包括的な支援体制の整備に関する事項
- ア 地域住民が「我が事」として地域課題を捉え、その解決に主体的に取り組む環境の整備
  - イ アの活動を支援しつつ、地域住民が発見した複合的な課題を受け止め、支援する場の整備と周知、及び地域生活課題の早期発見
  - ウ イでは解決が難しい課題を、専門職が協働し、関係機関との連携によって受け止めていく相談支援体制の整備

さらに、「避難行動要支援者の支援方策に関する事項」、「生活困窮者自立支援法策について必要な事項」も盛り込む事項として追加しています。

この具体的な事項としては、次のような内容が当たります。

#### ◇具体的な取組（例）

- 1 避難行動要支援者の支援方策に関する事項
  - ア 避難行動要支援者の把握方法、情報の共有・更新、支援等
- 2 生活困窮者自立支援法策について必要な事項
  - イ 生活困窮者の早期把握と自立相談支援機関への適切な「つなぎ」役として、生活困窮者を受け止める機能

## 4 地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、地域社会における生活や福祉の課題を解決することを目的に、社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進」という理念をどのように実現させていくのかを明らかにする実践的な活動・行動計画であり、本町では山元町社会福祉協議会において策定しています。

※社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に位置付けられている地域福祉を推進する団体で、地域社会における生活や福祉の課題解決を目指して、地域住民や民間団体の行う様々な課題解決に向けた活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織立って行うことを目的としています。

#### ◇（参考）社会福祉法（抄）

##### 第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

##### 第109条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつては（中略）が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への地域住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

## 5 関連する法・制度等の動き

### (1) 「地域共生社会の実現」に向けた政策動向

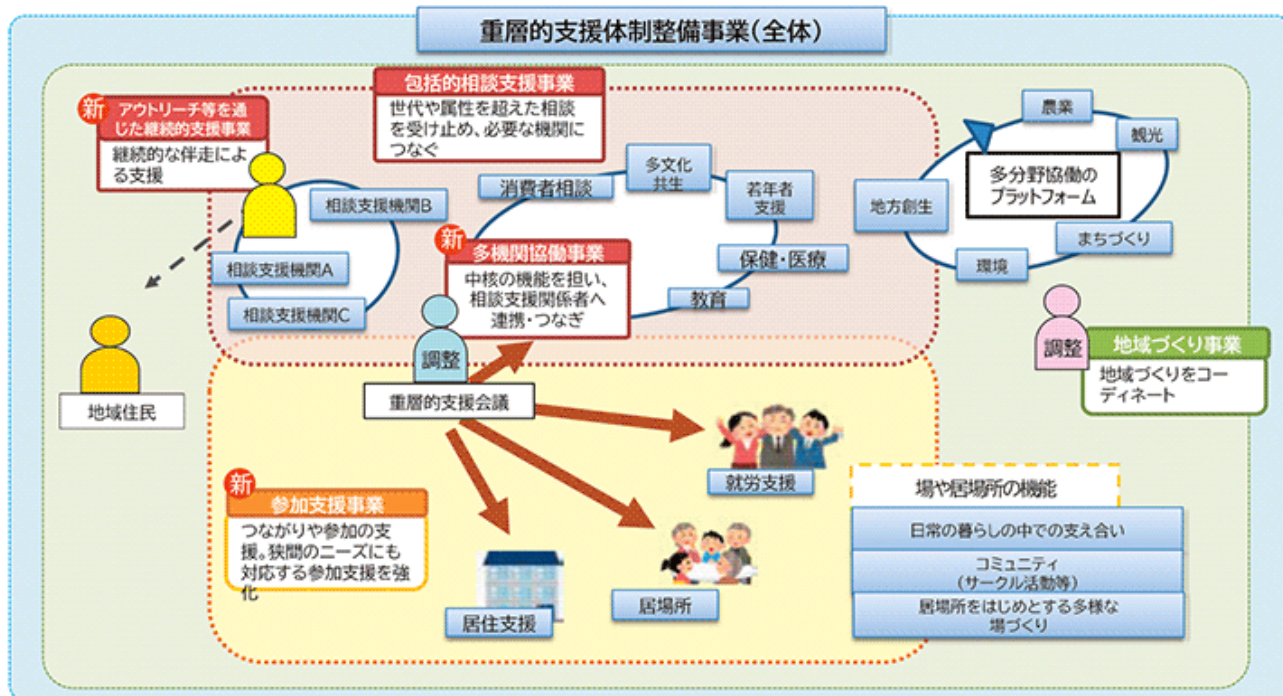
国では平成 27（2015）年の「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」報告書以降、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域の多様な主体が参画し分野を超えてつながり、地域と共につくっていくという「地域共生社会」の実現に向け、様々な取組や法改正が行われています。

特に平成 29（2017）年の社会福祉法の一部改正では「地域福祉計画の策定が努力義務化」され、「包括的な支援体制の整備」や分野共通で取り組む項目などが追加されたほか、地域福祉計画策定ガイドラインが初めて示されました。

令和 2（2020）年には、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の「包括的な支援体制の構築」や社会福祉連携推進法人制度の創設等に関する所要の措置を講ずる「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。

このような政策的な方向性の中で、市町村においては、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築が求められており、改正社会福祉法第 106 条の 4 に基づき、新たに「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

#### ◇重層的支援体制整備



事業名	事業内容
<b>包括的相談支援事業</b> 社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>○属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める</li> <li>○支援機関のネットワークで対応する</li> <li>○複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ</li> </ul>
<b>参加支援事業</b> 社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会とのつながりを作るための支援を行う</li> <li>○利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる</li> <li>○本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う</li> </ul>
<b>地域づくり事業</b> 社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>○世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する</li> <li>○交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする</li> <li>○地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る</li> </ul>
<b>アウトリーチ等を通じた継続的支援事業</b> 社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>○支援が届いていない人に支援を届ける</li> <li>○会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける</li> <li>○本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く</li> </ul>
<b>多機関協働事業</b> 社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する</li> <li>○重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす</li> <li>○支援関係機関の役割分担を図る</li> </ul>

## (2) 成年後見制度の利用の促進

成年後見制度は、認知症や知的障害、その他の精神上の障害があることなどにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを支える重要な手段であるにも関わらず、十分に周知されていない状況にあります。

また、団塊の世代が後期高齢者となる令和 7（2025）年を迎えて、単身高齢者世帯や認知症高齢者が増加するなど、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズがさらに多様化、増大する見込みであり、こうした状況に適切に対応する必要があります。

こうした状況を鑑み、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が公布、施行され、利用促進基本計画策定や中核機関の設置に努めることが規定されたほか、令和 4（2022）年 3 月には、国が定める成年後見制度利用促進基本計画の第二期が閣議決定されました。

本計画では、国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、地域共生社会の実現に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として、権利擁護支援を施策に位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実などの成年後見制度利用促進をさらに進める取組を進めていきます。

### (3) 再犯の防止等の推進

国において、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっていたことから、「再犯の防止等の推進に関する法律」が平成 28（2016）年 12 月に公布・施行されました。

この法律では、国及び地方公共団体の責務を明示するとともに、対策の基本的事項を掲げ、再犯防止対策を総合的かつ計画的に推進することが定められています。

本計画は、国の再犯防止推進計画及び宮城県再犯防止推進計画に基づき、過去に犯罪や非行をした人が社会において孤立することなく、社会の一員として地域に定着でき、地域住民が犯罪被害を受けることなく安全安心に暮らせる社会の実現を目指すための取組などについて盛り込みます。

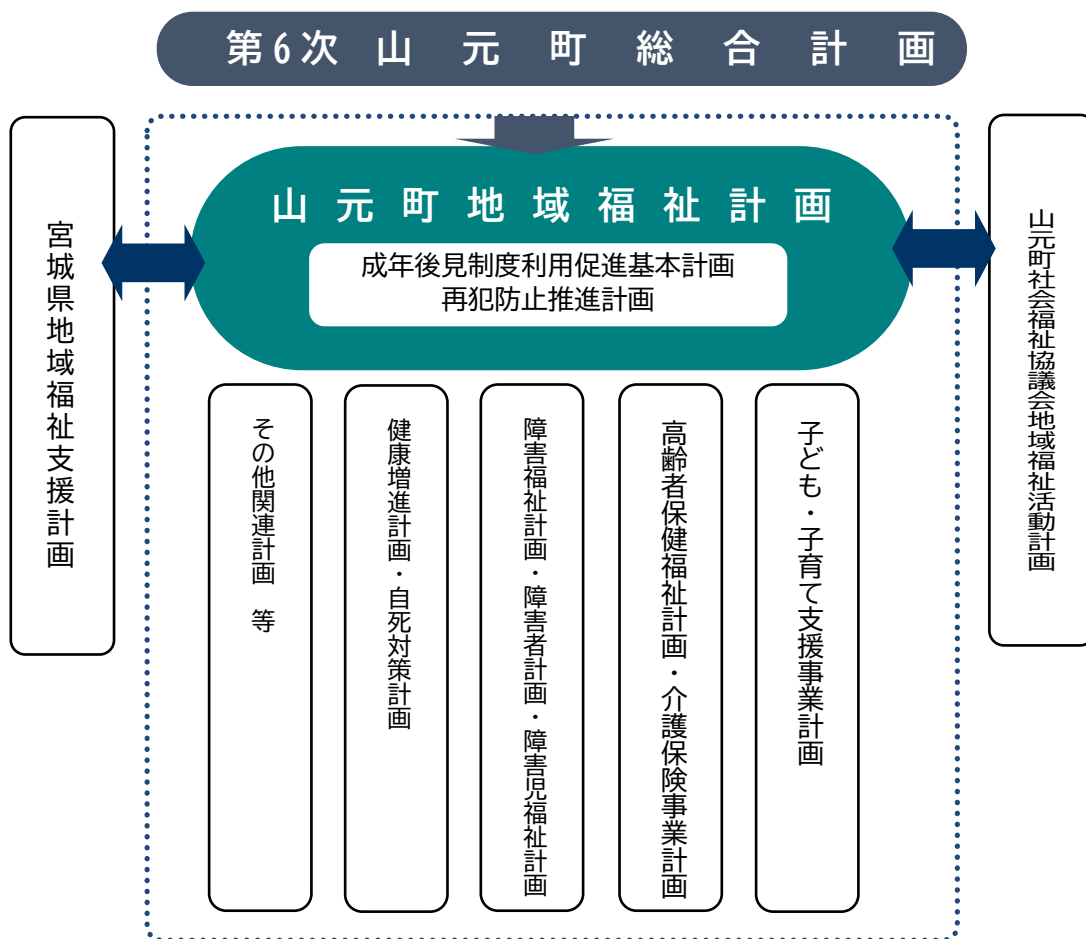
### 第3節 計画の位置付け

本計画は、「第6次総合計画」を上位計画に、福祉の総合計画として、各政策分野別の共通的な事項並びに地域福祉推進を総合的に図るための理念と施策を位置付けます。

また、関連する政策分野ごとの個別計画の施策が地域において、より効果的に展開されるよう役割を明確にするとともに、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」や、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく「再犯防止推進計画」を包含するものとして策定します。

さらに、宮城県地域福祉支援計画との整合を図るほか、町の地域福祉を推進する上で両輪となる第2期山元町地域福祉活動計画（山元町社会福祉協議会）と相互に連携を図りながら取り組みます。

図表 本計画と他の計画の関連図



## 第4節 計画の期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。

また、関連する町の保健福祉分野の関連計画と整合を図るとともに、山元町社会福祉協議会の地域福祉活動計画と連携して推進します。

なお、大規模災害やパンデミック等の社会情勢、社会福祉法制度の改正、地域住民ニーズの変化に柔軟に対応するため、進行管理における計画の評価検証をもとに、必要に応じて計画の見直しを適宜行うこととします。

### ◇主な計画と計画期間

年度 計画名	平成 30 年度 (2018)	令和 元 年度 (2019)	2 年度 (2020)	3 年度 (2021)	4 年度 (2022)	5 年度 (2023)	6 年度 (2024)	7 年度 (2025)	8 年度 (2026)	9 年度 (2027)	10 年度 (2028)	11 年度 (2029)
第6次総合計画		← (令和元年度～10年度) →										
地域福祉計画							← 第1期地域福祉計画 (令和6年度～10年度) →					
子ども・子育て 支援事業計画		← 第2期子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～6年度) →										
障害者計画			← 第3期障害者計画 (令和3年度から8年度) →									
障害福祉計画・ 障害児福祉計画					← 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 (令和6年度～8年度) →							
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画					← 高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画 (令和6年度～8年度) →							



## 第5節 計画の策定方法

---

本計画の策定に当たっては、本町の現状を把握することを目的に地域住民意識調査、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等へのヒアリング調査を実施し、町の地域福祉の現況と課題の分析を行いました。また、ワーキンググループが中心となり、庁内関係各課へのヒアリングを通して高齢者施策や障害者施策等をはじめ、教育、商工、危機管理、地域創生の関係部門等に対しても、全世代・全対象を想定した要支援者の地域生活課題を幅広く抽出し、本計画の施策の立案に関する共通課題の把握を行いました。その結果をもとに、庁内ワーキンググループが課題の整理を行い、施策の検討を実施しました。

### 1 町民に対する地域福祉ニーズ調査の実施

地域住民意識調査は、地域の抱える課題を明らかにするとともに、今後の地域福祉の在り方等について地域住民の意向や要望を収集し、地域福祉計画に反映させることを目的として実施しました。

### 2 庁内ワーキンググループによる検討会

地域共生社会の実現に向けた地域福祉施策を総合的かつ計画的な推進を図るため、庁内関係各課をはじめ、民生委員・児童委員協議会や地域包括支援センター並びに社会福祉協議会等の事業委託先へのヒアリングを実施し、保健福祉を横断する地域福祉の課題を抽出しました。その上で、地域福祉の推進に向けた基本理念、基本目標、基施策体系、具体的な取組の検討を行いました。

### 3 計画策定委員会

計画の策定に当たり、総合的な調整を図り必要な事項について審議を行うため、学識経験者、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者、社会福祉に関する活動を行う者などで構成される山元町地域福祉計画等策定委員会を設置し、審議検討を行いました。

## 第6節 計画の実施と推進評価

---

### 1 計画の実施について

計画の実施については、4つの基本目標と12の施策の実施に関して、その確実な推進を図るために、関係組織から構成される庁内連携組織「(仮称)山元町共生社会実現推進会議」を新たに設置し、施策の検討から企画・運営が総合的に進むようマネジメントを行います。

### 2 計画を進めるための視点と方法

#### (1) 計画の目標を共有する

地域福祉計画を推進するに当たっては、総合計画の基本理念を踏まえて、地域福祉計画・地域福祉活動計画を一体的に進めていくために、策定計画を町民・各種団体・事業者・社会福祉協議会・町が、その内容を共有する機会を積極的に設け、その実現に向けてオール山元で、共生まちづくりに向けて実践・行動していくことが大切です。

#### (2) 地域が「動きやすい仕組み」をつくる

地域福祉を推進していくためには、地域との協働が不可欠です。地域を日常生活圏域で捉えた上で、地域福祉圏域として、民生委員・児童委員の活動や行政区を基本とした見守り活動などが活動情報の可視化や情報共有を図ることが活動のエネルギーにつながります。

そのためには、町民の活動基盤となる圏域の設定や行政区組織への活動支援などの環境整備を行い、「地域」が主体的に動きやすくなるような仕組みを専門機関も関与する形でコーディネートしていくことが大切です。

#### (3) 支援までの「つなぐ仕組み」をつくる

地域福祉に関するニーズは、多様化・複雑化しており、既存の公的サービスだけでは対応できないケースが増えていることが「地域福祉ニーズ調査」並びに「庁内ワーキンググループ」へのヒアリングで実態として浮かび上がりました。「制度の狭間」や「制度につながりにくい人」など、潜在的に「生きづらさ」を抱えた方々を制度サービスへと結び付けていくためには、行政機関や専門機関が日常生活圏域で地域と協働し、早期発見・早期対応を可能にしていくことが求められています。

そのためには、地域で介護予防・健康づくり、見守りなど、支え合うために必要な取組として、隣近所・行政区組織などの小さな単位から地域福祉課題を把握し、啓発・予防、サービスの提供までのつなぐ仕組みを構築していくこととなります。

### 3 計画の推進と評価について

本計画は、第6次総合計画における主として「第1章 健やかな暮らしをともに支えるまちづくり」に関連する施策を具体化する計画であり、町の福祉行政を俯瞰的・総合的に推進する「福祉の総合計画」として位置づける計画です。そのため、障害者計画や介護保険事業計画等の関連計画の推進に当たっては、町の福祉行政が有機的かつ総合的に展開されるように、各施策間の相乗効果や社会資源の効率性も踏まえた推進を図る計画です。計画推進については、地域福祉計画等策定委員会の委員を中心に、「(仮称)山元町地域福祉計画評価推進会議」を組織し、国の福祉制度改革の動向も十分に見極め、関連計画等を策定している関係各課とも連携を図りながら、社会福祉法の第107条の3を踏まえた計画の進行管理の調査・分析を、年度ごとに行っていきます。なお、評価結果は、町ホームページ等で公表していきます。

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状

本計画策定に向けて、第1に本町の地域福祉の現況を「地域福祉ニーズ調査」の分析結果をもとに課題の整理を行いました。

また、第2に庁内の各部署及び委託先等の関係機関へ地域福祉課題に関するヒアリングを実施し、課題の分析と検討を行いました。

第3に、国における平成29（2017）年・令和2（2020）年の社会福祉法の改正並びに地域共生社会の実現に向けた政策資料の検討を行い、町の地域福祉に関する主要課題の整理を行いました。

なお、主要課題を踏まえて、ワーキングで検討を重ね、第3章において本町の地域福祉計画の基本目標4つと施策1～施策12を立案しています。

### 第1節 山元町の地域福祉の現況（地域福祉ニーズ調査の分析結果）

---

#### 1 調査の概要

##### （1）調査の目的

本調査は、地域福祉に関する町民の考え方や今後の福祉のまちづくりに対する考え方をお伺いし、地域内に内在するさまざまな生活課題や福祉ニーズを明らかにすることで、令和6（2024）年度を初年度とする「山元町地域福祉計画」策定に当たっての基礎資料とすることを目的に実施しました。

##### （2）調査の対象者

本調査は町内在住の18歳以上の方の中から1,000名を無作為に抽出しました。

##### （3）調査実施方法

郵送調査（郵送による配付、郵送による回収）形式により実施しました。

##### （4）アンケート回収結果

アンケート対象者1,000名に対し、451名から回収できました。回収数（白紙を除いた数）は451、回収率は45.1%となります。

##### （5）調査期間

令和5（2023）年10月4日（水）～10月26日（木）

（※令和5（2023）年11月2日（木）到着分まで集計）

## (6) 集計について

- 集計結果に掲載した割合(%)は、単純集計の場合、回答者全員が答えるべき設問については回収数451をもとに算出しました。条件付き設問については、その設問に答えるべき該当者の数をもとに算出しました。なお、小数点第2位を四捨五入し第1位までの表記としました。
- 掲載している図は「無回答・無効」を除いて作成しています。そのため、百分率の合計が100にならない場合があります。
- 年齢や地域別に作成した図表に掲載した割合は、当該設問と年齢あるいは地域の両方に回答があった人数をもとに算出しました。

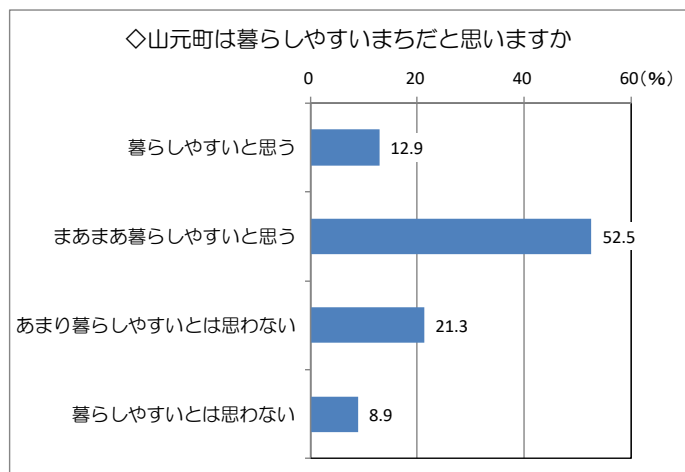
## 2 集計結果の概要

### (1) 暮らしやすさ：山元町は“暮らしやすい町”と思っている住民が多い。

「山元町は暮らしやすい町だと思いますか」という設問に対し、12.9%が「暮らしやすいと思う」と回答し、52.5%が「まあまあ暮らしやすいと思う」と回答しています。この二つの割合を足し合わせると65.4%となり、6割以上の住民が山元町を暮らしやすい町だと思っています。

一方、約3割の住民が山元町は暮らしやすい町だとは思っていないことも明らかとなりました。

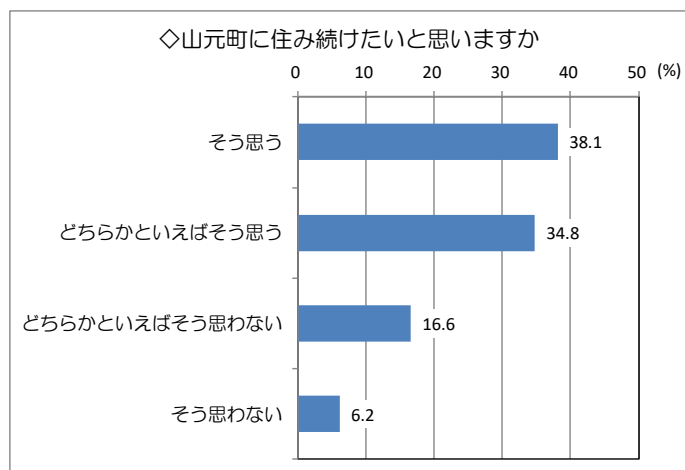
山元町を暮らしやすい町だと思っていない人を見ると、山下地区よりも坂元地区に多いことが分かります。また、若い人でその傾向が強く、20歳代で約6割、30歳代で約5割が山元町を暮らしやすい町だとは思っていないことが分かります。



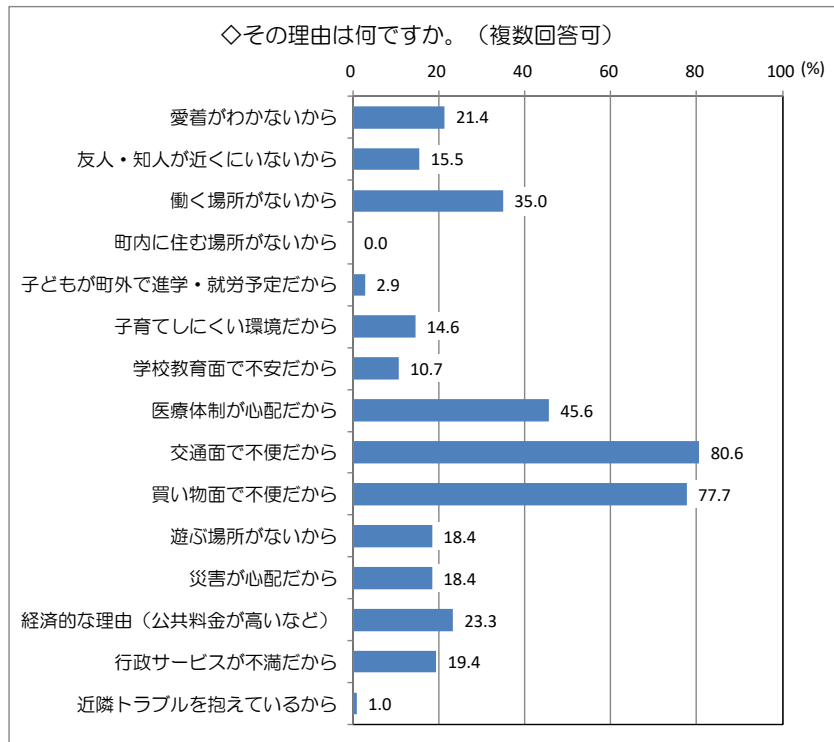
### (2) 居住継続意向：山元町に“住み続けたい”と思っている住民が多い。

「あなたは山元町に住み続けたいと思いますか」という設問に対し、38.1%が「そう思う」、34.8%が「どちらかといえばそう思う」と回答しています。この二つの割合を足し合わせると、72.9%となります。7割以上の住民が今後も本町に住み続けたいと思っています。

この傾向は60歳以上で顕著であり、一方、20歳代の約7割は本町に住み続けたいとは思わないことが明らかとなりました。

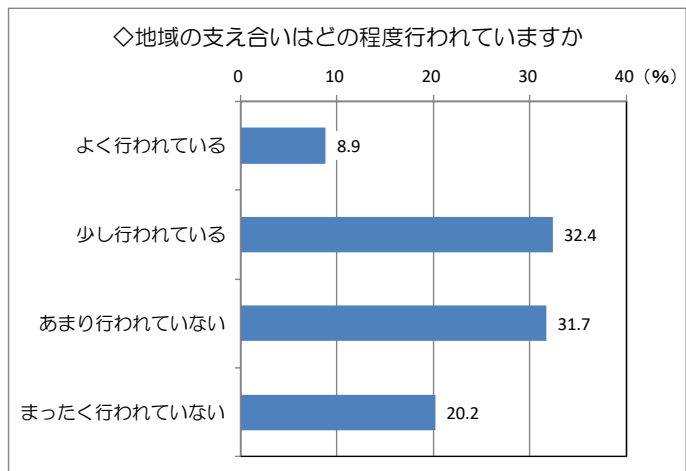


本町に住み続けたいと思わない理由として多いのは、「交通面で不便だから」が80.6%、「買い物が不便だから」が77.7%と他の選択肢と比べて圧倒的に多くなっています。デマンドタクシーや乗り合いバスなどのサービスの充実が求められます。



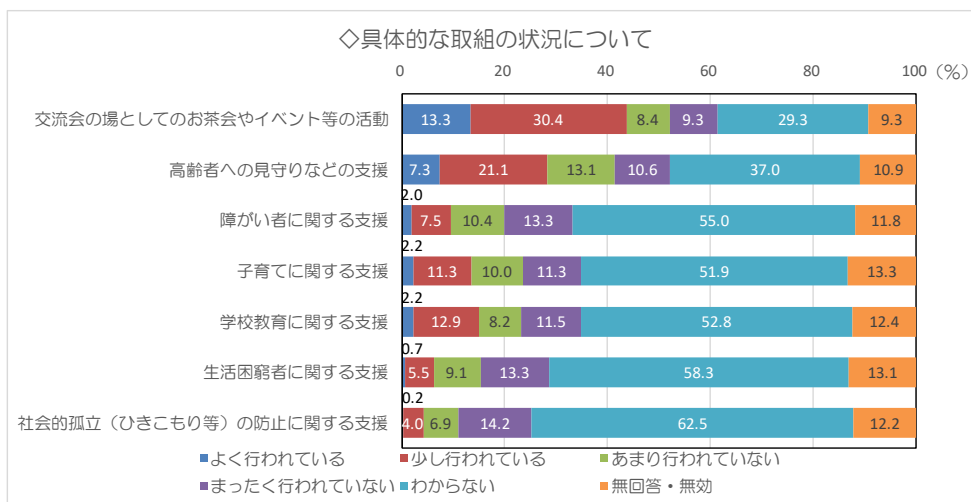
### (3) 地域の支え合い：あまり行われていない、どのような活動が行われているかわからない

「あなたがお住まいの地域では、ご近所の高齢者や障害者、子育て中の家庭などに対し、見守りやお手伝いをするなど、地域の支え合いはどの程度行われていますか」という設問に対し、31.7%が「あまり行われていない」と回答し、20.2%が「まったく行われていない」と回答しています。この二つの割合を足し合わせると51.9%となります。半数以上の住民は地域の支え合いが行われていないと認識していることになります。



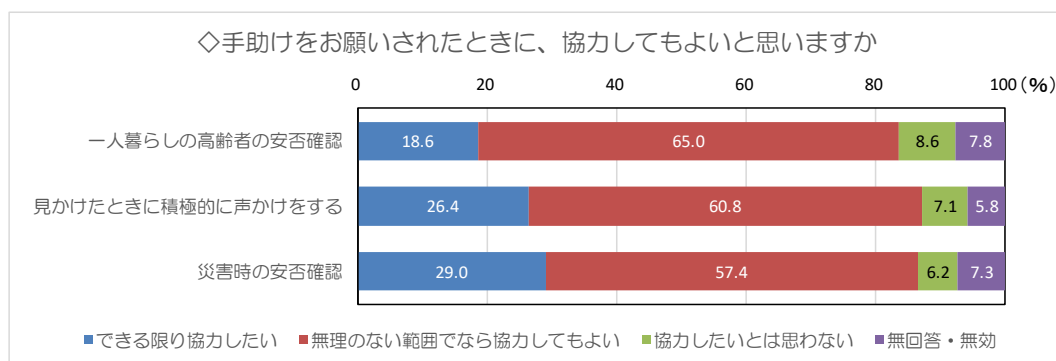
他方、具体的な取組として、それぞれの活動が行われているか「わからない」との回答が「交流会の場としてのお茶会やイベント等の活動」は29.3%、「高齢者への見守りなどの支援」は37.0%、「障害者に関する支援」は55.0%、「子育てに関する支援」は51.9%、「学校教育に関する支援」は52.8%、「生活困窮者に関する支援」は58.3%、「社会的孤立(ひきこもり等)の防止に関する支援」を「わからない」と回答している住民は62.5%、とそれぞれかなり高い割合となっています。

自分や家族が当事者でない限り、住民はどのような支援があるのかを具体的に知らないと言えます。支援を知らないことが地域の支え合いが滞ってしまっている可能性があります。周知(広報)の仕方や改善するなど、多くの住民に支援を知ってもらうこと、興味を持ってもらうことが重要です。

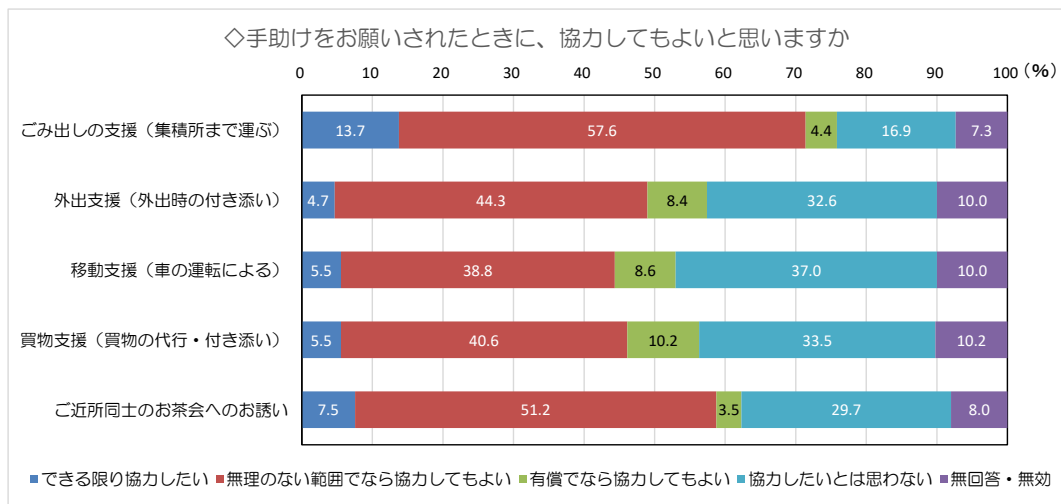


(4) 地域の支え合い：手助けをお願いされたときは、無償で協力してもよいと考えている

「あなたは、近所の人の困りごとを解決するため、ご本人や町役場などから手助けをお願いされたときに、協力してもよいと思いますか」という設問に対し、「一人暮らしの高齢者の安否確認」を「できる限り協力したい」、「無理のない範囲でなら協力してもよい」と回答した方の割合は 83.6%、「見かけたときに積極的に声かけする」ことを「できる限り協力したい」、「無理のない範囲でなら協力してもよい」と回答した方の割合 87.2%、「災害時の安否確認」を「できる限り協力したい」、「無理のない範囲でなら協力してもよい」と回答した方の割合は 86.4%といずれも 9 割近くの住民が協力したいと考えています。



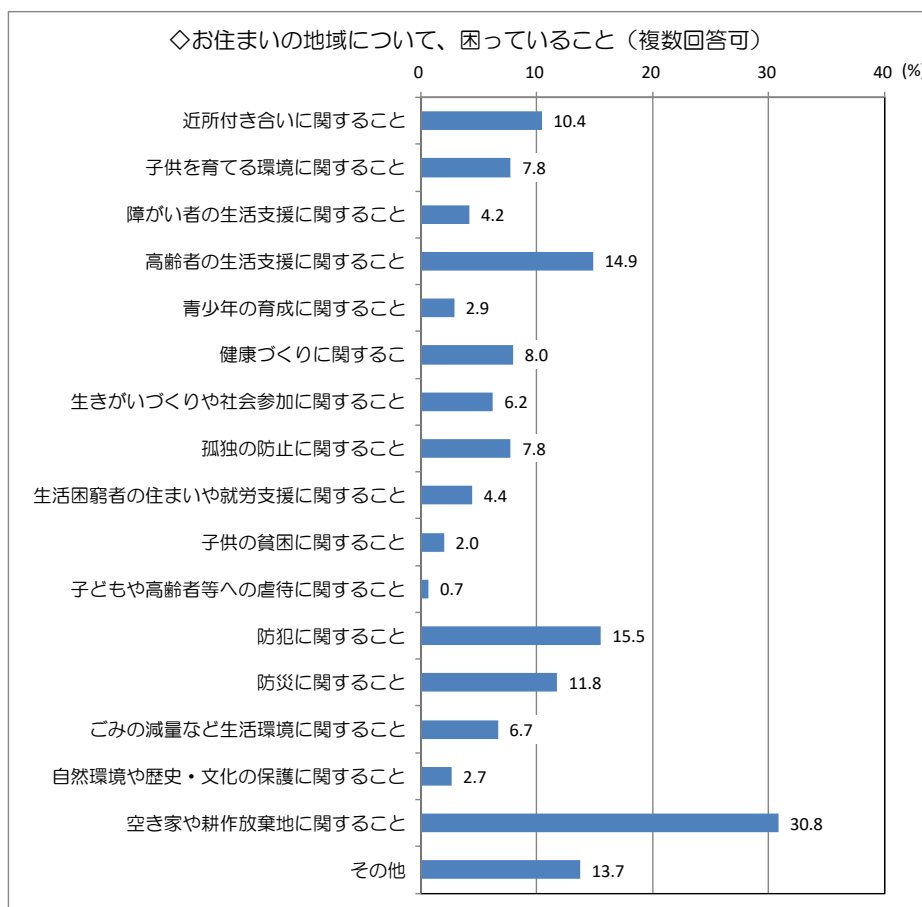
また、「ゴミ出しの支援」を「できる限り協力したい」、「無理のない範囲でなら協力してもよい」と回答した方の割合は 71.3%、「外出支援（外出時の付き添い）」を「できる限り協力したい」、「無理のない範囲でなら協力してもよい」と回答した方の割合は 49.0%、「移動支援（車の運転による）」を「できる限り協力したい」、「無理のない範囲でなら協力してもよい」と回答した方の割合は 44.3%、買物支援（買物の代行・付き添い）を「できる限り協力したい」、「無理のない範囲でなら協力してもよい」と回答した方の割合は 46.1%とそれぞれ高い割合となっており、本来お金を払って行うようなサービスも、本町の住民は無償で協力してくれる可能性が高いことが明らかとなりました。なお、いずれも 60 歳以上の比較的年齢が高い方で、協力したいと考えている方の割合が特に高いことから、退職した住民に協力をお願いすることが有効と言えます。



(5) 困っていること：最も困っていることは空き家や耕作放棄地

「あなたがお住まいの地域について、困っていることはありますか」という設問に対し、「空き家や耕作放棄地に関すること」と回答している方の割合が圧倒的に高く 30.8%となっていました。なお、山下地区 28.1%に対し、坂元地区 38.8%となっており、坂元地区がより深刻と言えます。空き家の活用や老朽化への対応が課題と言えます。

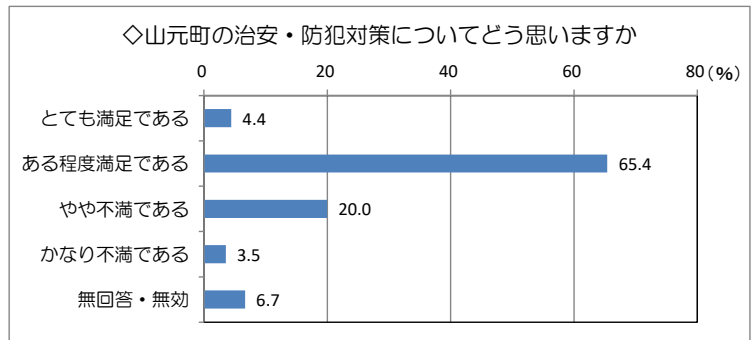
本町の住民が困っていることは、次いで「防犯に関すること」15.5%、「高齢者の生活支援に関すること」14.9%という割合になっています。



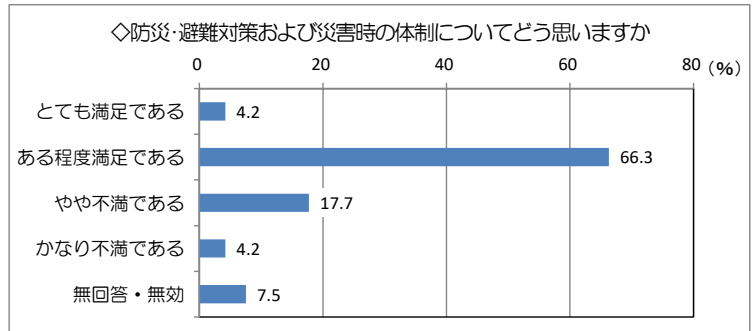


## (6) 防犯・防災体制：概ね満足している

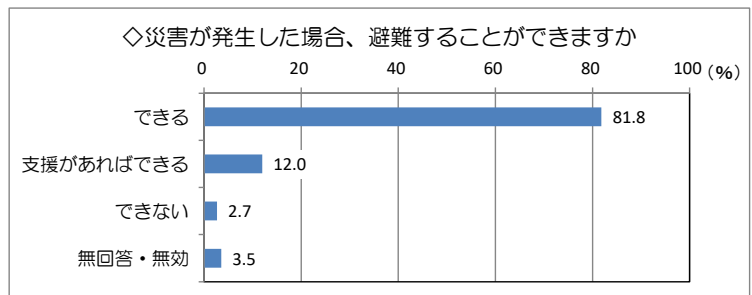
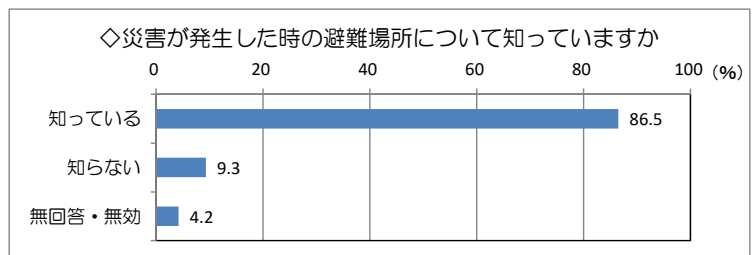
「あなたは山元町の治安・防犯対策についてどう思いますか」という設問に対し、4.4%が「とても満足である」と回答し、65.4%が「ある程度満足である」と回答しています。この二つを足し合わせると69.8%となります。



また、「あなたは山元町の防災・避難対策および災害時の体制についてどう思いますか」という設問に対し、4.2%が「とても満足である」と回答し、66.3%が「ある程度満足である」と回答しています。この二つを足し合わせると70.5%となります。約7割の住民が本町の防犯や防災の体制について満足しています。

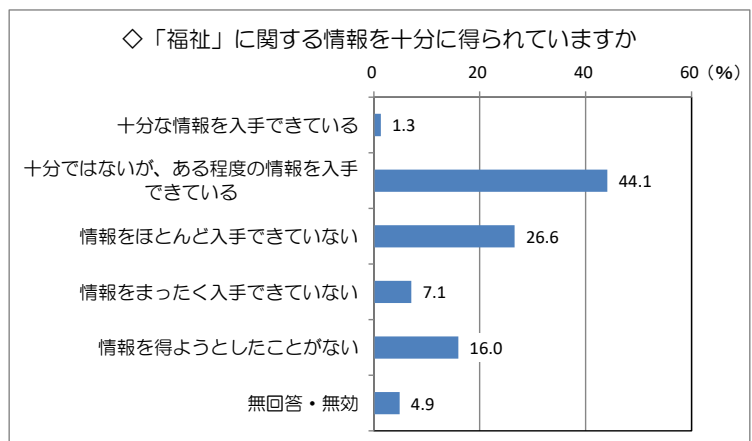


ただし、地震などの災害が発生した時の避難場所について「知らない」と回答している方が9.3%いました。特に59歳未満の比較的若い方に多く、坂元地区に多いことが分かります。また、地震などの災害が発生した場合、避難することが「できない」と回答した方が12人(2.7%)いました。少数ではありますが、命に関わる問題ですので、早急に対応する必要があります。



## (7) 必要な情報の収集：必ずしも十分に得られていない

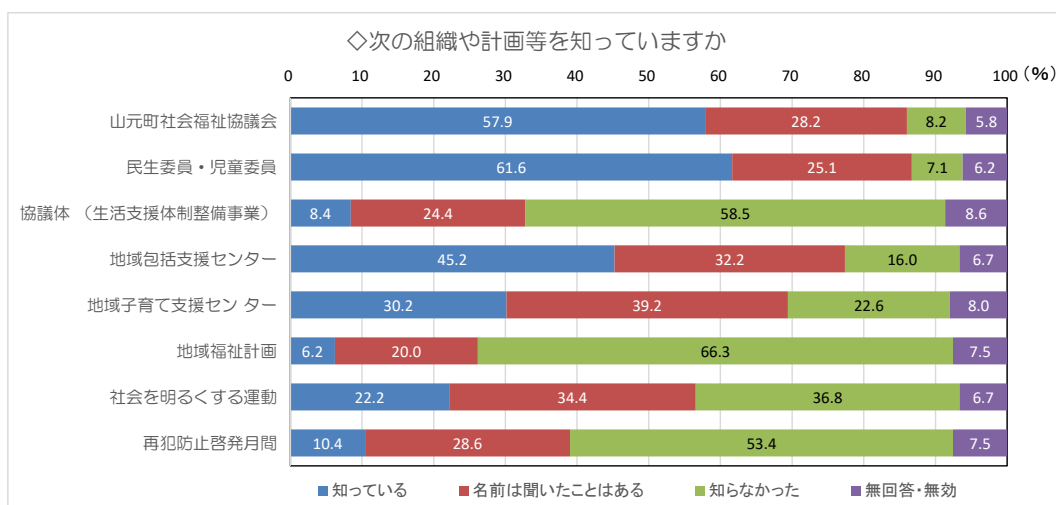
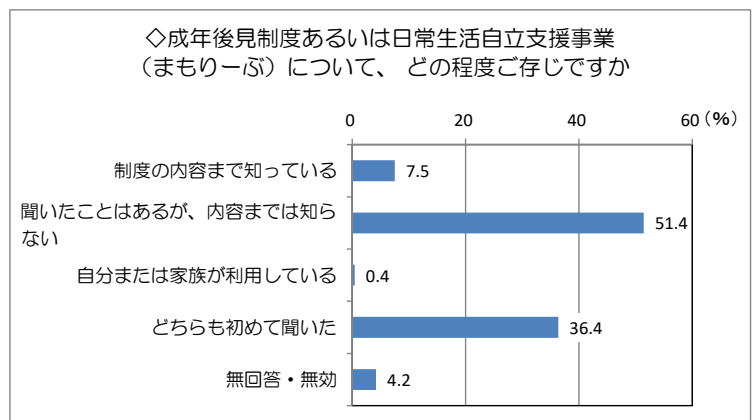
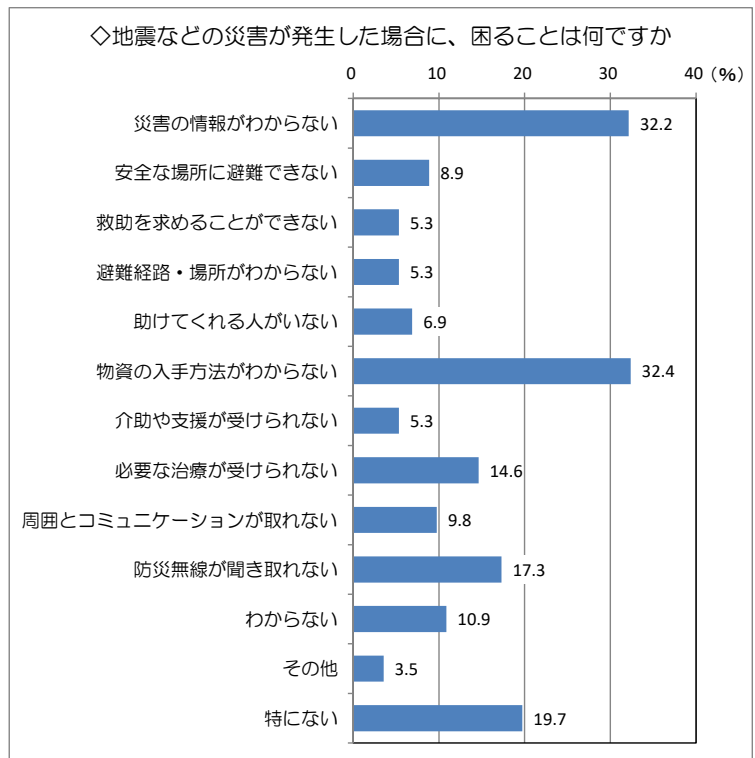
「あなたは「福祉」に関する情報を十分に得られていますか」という設問に対し、26.6%が「情報をほとんど入手できていない」と回答し、7.1%が「情報をまったく入手できていない」と回答しています。この二つを足し合わせると33.7%となります。



また、「地震などの災害が発生した場合に困ること」として32.4%が「物資の入手方法がわからない」と回答し、32.2%が「災害の情報がわからない」と回答しています。この二つは他の選択肢と比べて割合が圧倒的に高くなっています。必要な情報を住民に確実に伝えるための方策が求められます。

なお、成年後見制度あるいは日常生活自立支援事業(まもりーぶ)について、36.4%が「どちらも初めて聞いた」と回答し、51.4%が「聞いたことはあるが、内容までは知らない」と回答しています。この二つの割合を足し合わせると87.8%となることから、本町の住民は成年後見制度や日常生活自立支援事業(まもりーぶ)の認知度は低いと言えます。

その他、山元町社会福祉協議会を8.2%が「知らなかった」と回答していることや「民生委員・児童委員」を7.1%の方が「知らなかった」と回答しているなど、住民に認知されていないことは多いと思われます。これらも情報を確実に周知する方策(広報の方法)を確立することで大きく改善することが見込まれます。



## 第2節 地域福祉にかかる主要課題の整理

---

### 1 地域で活躍できる体制づくり

人口減少が進む中、障害や病気を持っていても活躍ができるよう、支援の「支え手」、「受け手」という関係を超え、地域の多様な主体と共に地域をつくっていく「地域共生社会」の実現が求められており、支え合いながら自分らしく活躍できるような体制づくりが必要となっています。

町民のアンケート調査結果では、「あなたがお住まいの地域では、ご近所の高齢者や障害者、子育て中の家庭などに対し、見守りやお手伝いをするなど、地域の支え合いはどの程度行われていますか」という設問に対し、31.7%が「あまり行われていない」と回答し、20.2%が「まったく行われていない」と回答しています。この二つの割合を足し合わせると51.9%となります。半数以上の住民は地域の支え合いが行われていないと認識していることとなります。また、地域課題として社会的孤立、生活困窮や子育て支援など、福祉サービスに関して、わからないという回答が、約半数に上るなど身近な地域福祉への関心の低さが課題となっています。つながりを感じ、支え合うことができる地域づくりに向けて、精神疾患や認知症を抱える独居老人への基本的な対応をどうするか等、福祉学習のプログラムの工夫やボランティアに興味を持つことができる機会の創出が課題となっています。

### 2 単身化・孤立化の進行と仲間づくり・地域づくりの必要性

人口減少や世帯の少人数化が進む中、今後もその傾向は一層加速化することが予測されており、地域の連帯感が弱まる中で世帯の孤立化が進んでおり、単身高齢者世帯、高齢者のみの世帯の増加による、見守りや安否確認、困りごとを家族に相談できないという方の増加が予測されます。家族形態の変容による墓じまいや永代供養等、身寄りのない方が亡くなった場合の死後事務に関しても、早期に対応できるような仕組みづくりが課題となっています。また、行政区によっては、交通手段がないことによる外出頻度の低下（買い物、通院、他者との交流）が懸念され、病院に通えないことなどから健康課題を抱える方なども多くなることが予測されます。日常生活圏域での支え合いが互助としても、仕組みを伴った共助としても期待できる、日常生活上の課題に corres する仕組みづくりが課題となっています。そのような中で、単身世帯か否かに関わらず、生活の利便性の向上に向けて、関係する福祉サービスの情報提供や生活支援サービスの利活用について課題となっています。今後、団塊世代等の高齢者がタブレット等をツールとして便利に使う世代に移行することを前提においた ICT 技術を使ったサービス提供体制を考えていくことの検討も課題となっています。

### 3 複雑化・複合化した課題を抱える世帯の増加と総合的な相談支援機能の必要性

町民の生活様式や価値観が多様化する中で、従来の縦割りの福祉サービスでは対応が難しい複合的な課題を抱える世帯が増加してきており、総合的な相談や支援をしていくための体制づくりが必要となっています。

関係機関へのヒアリングにおいても、虐待ケース（児童・高齢者・障害者）での多重問題（経済的困窮・生活保護世帯・虐待者に精神疾患等がある等）への対応が難しくなっている現状が確認され、

保健福祉課・子育て定住推進課・教育総務課や地域包括支援センター等が連携して対応しているものの、取り組みをより効果的に行うためには、円滑な連携に向けた体制づくりを行っていく必要が課題として挙げられました。また、相談支援部門では、近所や地域で気になる方として、ひきこもりや閉じこもりの方・経済的に生活に困っている方・近隣とのトラブルを内在している方・地域との関わり拒否する方などが、数は多くはないものの、あげられています。このような問題は、まだ把握できていない問題を含めれば、氷山の一角であると捉え、早期把握・早期対応に向け地域と協働する包括的な支援体制づくりを進めていく必要があります。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 第1節 基本理念・基本目標

#### 1 基本理念

「愛と誇りを育み、つながり・ともに支え合う共生のまちづくり」

#### 2 基本目標

本計画の基本理念「愛と誇りを育み、つながり・ともに支え合う共生のまちづくり」を実現するために、次の4つの基本目標を掲げます。

##### ■基本目標1 つながりを感じる孤立のない地域づくり

みんなが地域の中で取り残されることなく、つながりを感じ生活することが大切です。そのためには、地域づくりをはじめ、地域福祉を身近なこと（自分にも起こりうること）と感じてもらえるような学習機会を作っていくことが重要です。また、今後ますます地域が高齢化し支え手の確保も難しい状況が広がる中で、介護予防や健康づくりの活動に参加する元気な高齢者が集い、活動に生きがいを見出し、地域の支え手になるような機会の創出やネットワークづくりを図ることも大切になります。

介護予防活動や健康づくり活動等をきっかけに、属性や世代を問わず気軽に集い・交流することができる地区の活動づくりや居場所づくりをすすめ、世代を超えたつながりや仲間づくりが形成されるよう企画・運営を行います。

##### ■基本目標2 安心感を高める支え合いの仕組みづくり

多様な家族形態が広がる中で、次の時代も見据えた支え合いの仕組みづくりを進めることが地域住民の安全・安心を高めることにつながります。特に、単身化が顕著に進む中で、生活への不安は増大しており、従来の家族を超え「頼り・頼られる関係」の形成を基盤とする地域共生社会づくりが求められています。お隣さんを始め、地域での関係を顔の見える関係にしていくことが、ちょっとした見守りや声かけとなり地域の暮らしの持続可能性を高めることにつながります。また、災害時の助け合いなど、これからの地域像をみんなで共有し、具体的な支え合いを必要とする地域住民に必要な支援を届けることができるよう、様々な分野と連携して支援する仕組みづくりを進めます。

### ■基本目標 3 複雑化する生活課題を協働で解決する体制づくり

地域の中で支援を必要としている人の困りごとや悩みごとは、近年見えにくく・把握が困難になってきています。また、問題が複雑化・複合化したものとなっており、一つの機関での解決は困難となっています。

みんなが身近なところで、いつでも相談できる体制の充実を図るとともに、地域の中で解決できない相談に対応するため、各専門機関と連携した支援体制の構築を進めます。

### ■基本目標 4 多様な主体が協働する創造的な地域の基盤づくり

地域での暮らしをより安全で豊かにするために、福祉を超えた多様な分野の連携を構築していくことが求められます。また、官民の連携を推し進め、身近な拠点づくり、災害物資の調達や避難所・福祉避難所の運営等、限りある人・資源の利活用を地区で検討していくことが求められます。

そのためには、社会福祉法人、社会福祉協議会及び行政の三者に、農業・漁業をはじめとする第1次産業や特定テーマで活動するNPOなど、様々な機関・団体と協働し地域を活性化することも必要となります。

共生のまちづくりに向けて、地域福祉推進を軸に、多様な組織、多様な資源が協働し、創造的かつ本町の強みを生かした革新的な協働を構築します。

## 第2節 計画の体系

基本理念：愛と誇りを育み、つながり・ともに支え合う共生のまちづくり

### 【基本目標】

#### 【基本目標1】

つながりを感じる  
孤立のない  
地域づくり

#### 【基本目標2】

安心感を高める  
支え合いの  
仕組みづくり

### 【基本施策】

#### 施策1 共生マインドの向上と支え合うための学習機会づくり

- 1-1 地域福祉計画をもとにした啓発・広報
- 1-2 福祉学習を通じた主体形成
- 1-3 ボランティア機会の拡充と福祉学習

#### 施策2 生きがいと地域参加を両立する多様な活躍の場づくり

- 2-1 生きがいづくりから地域活動への発展支援
- 2-2 地域活動の情報発信・担い手育成
- 2-3 民生委員・児童委員の活動支援

#### 施策3 地域のつながりづくりや仲間づくり・居場所づくり

- 3-1 通いの場等の活動支援
- 3-2 地域子育て支援拠点事業等の推進
- 3-3 地域で子育てを支える支援の強化
- 3-4 子どもの居場所づくりの充実
- 3-5 障害者団体への活動支援
- 3-6 町民誰もが気楽に参加できる居場所確保の推進

#### 施策4 社会とつながる学ぶ場・働く場づくり

- 4-1 多様な学ぶ場・働く場づくり
- 4-2 「社会とつながりたい」「働きたい」を応援するための情報発信
- 4-3 多様な機会の創出
- 4-4 就労支援を通じた地域づくり

#### 施策5 生活支援の活動づくり・仕組みづくり

- 5-1 生活支援活動を行う関係団体の組織化
- 5-2 支え合いの活動強化・有償の仕組みづくり
- 5-3 人材の確保、人材育成、研修プログラムの検討
- 5-4 福祉アクセシビリティの向上に向けた取組支援
- 5-5 増加する単身者への生活支援サービスの充実強化

#### 施策6 災害時における支え合いの仕組みづくり

- 6-1 防災意識の向上
- 6-2 災害時の避難支援、要配慮者対策の推進
- 6-3 地域防災計画の運用を通じた地域の支え合いの仕組みの強化
- 6-4 災害時に活動できる人材の育成
- 6-5 災害時の福祉避難所の円滑な運営体制の整備
- 6-6 防犯・消費者被害対策の推進



# 基本理念：愛と誇りを育み、つながり・ともに支え合う共生のまちづくり

## 【基本目標】

## 【基本施策】

### 【基本目標3】

複雑化する生活課題を協働で解決する体制づくり

#### 施策7 包括的な相談支援体制の構築

- 7-1 身近な生活圏域での相談窓口の明確化と周知の強化
- 7-2 「断らない相談支援」に向けた多機関協働の規範形成
- 7-3 制度の狭間にある対象者への伴走型支援の仕組みづくり
- 7-4 地域と連携した潜在的なニーズの把握の仕組みづくり
- 7-5 早期発見・早期介入の仕組みづくり
- 7-6 人と人、人と資源を繋ぐ地域福祉コーディネーターの配置

#### 施策8 多機関協働に向けたネットワークの構築

- 8-1 保健・医療・福祉の連携
- 8-2 地域包括支援センターの機能強化
- 8-3 地域自立支援協議会の機能強化
- 8-4 不登校児童生徒への対応やいじめ問題等への対応
- 8-5 生活困窮者への支援の強化
- 8-6 再犯防止への取組（再犯防止推進計画）

#### 施策9 権利擁護の推進に向けた成年後見制度の仕組みづくり

- 9-1 権利擁護に関する制度の周知と利用促進
- 9-2 支援体制の充実
- 9-3 意思決定支援の充実
- 9-4 一人暮らし市民の終末期の看取り、死後対応への支援事業
- 9-5 人権相談・人権教育の推進
- 9-6 虐待・ドメスティックバイオレンス（DV）の早期発見・早期対応
- 9-7 高齢者・子ども・障害のある人の虐待防止ネットワークの強化

#### 施策10 社会福祉協議会の基盤強化と協働による地域福祉計画の推進

- 10-1 社会福祉協議会の運営を支援し、地域福祉推進の基盤の強化
- 10-2 地域福祉推進の中核的組織として社会福祉協議会の活動支援
- 10-3 地域福祉活動計画との一体的な運用と推進

#### 施策11 社会福祉法人との連携による地域福祉の推進

- 11-1 福祉法人の連携体制の推進と顔の見える関係づくり
- 11-2 福祉法人の専門職と住民が協働できる環境の整備
- 11-3 専門職人材の確保や定着に向けた取組の推進
- 11-4 災害発生時における町内社会福祉法人と地域との連携の検討

#### 施策12 共生社会づくりに向けた庁内連携の強化と体制づくり

- 12-1 本計画の推進を通じた重層的支援体制整備事業への取組拡充
- 12-2 行政職員の地域福祉マネジメント力の向上
- 12-3 地域福祉計画の方向性や取組の情報発信

### 【基本目標4】

多様な主体が協働する創造的な地域の基盤づくり



## 第4章 計画の具体的な取組

### 基本目標 1 つながりを感じる孤立のない地域づくり

#### 施策 1 共生マインドの向上と支え合うための学習機会づくり

地域に暮らす一人ひとりが、それぞれの立場（世代や考え方の違い、障害の有無等）について理解・尊重し合い、地域の一員として地域福祉に関心を持つことが大切になります。たとえ、認知症や障害を持っていても、個人としての尊厳が保たれ、最期まで住み慣れた地域で自分らしく生活することが保障されなければなりません。

そのためには、地域の一人ひとりが加齢や障害に伴い、人生のライフコース上で生じる生命・生活・人生に付随する「生きづらさ」への想像力を高め、寄り添う気持ち、共に暮らすための地域づくりを進めます。

#### ■施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 誰もが暮らしやすい共生・地域づくりを進めていくには、多くの活動の担い手が必要になりますが、地域福祉の基本理解が不足している現状があります。
- 地域福祉ニーズ調査の結果では、社会的孤立、生活困窮や子育て支援など、福祉サービスに関して、わからないという回答が約半数に上る現状が明らかになりました。
- 一方で、半数以上の方がボランティアや地域活動に関して関心があることが示され、地域における福祉活動の意義と重要性をもっと周知するほか、活動のきっかけづくりも課題となっている現状が明らかになりました。

#### ■具体的な取組

##### 1-1 地域福祉計画をもとにした啓発・広報

（保健福祉課・社会福祉協議会・民生委員・児童委員協議会・行政区長会）

地域福祉計画や地域福祉活動計画をもとに、地域福祉に関する情報提供を行いながら、学校区程度を想定した身近な日常生活圏域での支え合いや助け合いの大切さについて啓発・広報します。

また、社会福祉協議会等と連携し、地域共生社会づくりのコンセプトの啓発や福祉による地域づくりに関して学習の機会を設定し、本計画策定後に町が進める地域福祉推進への理解の促進を図ります。

また、多世代への情報発信を進めるために、「わかりやすい情報発信」、「手元に届く情報発信」を進めるために、広報のあり方、電子媒体の利活用の検討を進め、様々な広報媒体、インターネットやSNSの活用も視野に入れ、難しい福祉制度をわかりやすく情報提供するとともに、身近なエピソードや参考例の紹介などを通じて福祉や地域づくりが身近に感じられる取組を推進します。

## 1 - 2 福祉学習を通じた主体形成

(保健福祉課・生涯学習課・社会福祉協議会)

地域づくりに向けた小規模地域福祉活動の担い手の確保と育成を広げるため、地域における地域福祉問題への気づきや福祉への関わりを考えるきっかけとなる福祉学習の機会を拡充します。また、障害のある方や認知症の方が、孤立することなく、住み慣れた地域でいつまでも暮らせるよう地域住民が障害等に対する理解を有した地域づくりを進めます。そのためには、分野ごとの施策の中に位置付けられる地域住民向けの認知症サポーター養成講座や地域支援ネットワーク活動の機会を捉え、地域住民への福祉学習の機会を拡充し、身近な地域福祉問題への関心を高めていきます。

## 1 - 3 ボランティア機会の拡充と福祉学習

(社会福祉協議会)

社会福祉協議会をはじめ NPO 団体等が取り組む地域づくりにつながる機会を積極的に捉え、地域住民のボランティアに参加する機会や福祉を身近に感じる機会の創出につなげるよう活動を支援していきます。

また、参加する様々な活動団体が交流を進めるよう支援するとともに、地域づくりに向け広く地域住民を含めた地域支援のネットワーク形成に向けて発展するよう支援します。また、団体間で相互交流や活動についての課題を共有する機会やボランティア養成講座の開催を通じて、共に暮らす地域づくりに向けた活動の活性化につながるよう支援します。

### ■取組例

#### 【認知症サポーター養成講座】

高齢や障害になっても住み慣れた地域で生活できるように、地域包括ケアシステム構築の一環として、認知症に関する知識と理解を持ち、認知症の本人と家族が必要としている支援を、できる範囲で行う人たちを増やすために、認知症サポーター養成講座を開催しています。



## 施策2 生きがいと地域参加を両立する多様な活躍の場づくり

---

地域住民が、健康で役割を持ち、生きがいを感じ社会参加していくことが地域の持続可能性を高めることとなります。家族規模の縮小や単身世帯の増加は、介護や子育てのあり方にも大きな変化をもたらしました。今後は地域で孤独・孤立している方、様々な背景で生活上の課題を抱えてひきこもりがちな若い世代も含めて、誰もが身近な地域活動に参加し、人とのつながりを感じるような地域活動のデザインが求められています。身近な地域で、職業上の経験や強みを生かしていくことができる社会参加の機会を創出していきます。

### ■施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 地域の現状は、行政区長や民生委員・児童委員等が活動の中心として多くの役割を担う一方で、次世代への活動の継承や、より多くの地域住民に福祉を身近に感じてもらう機会を創り出すことが課題となっています。
- 行政区単位では、地域活動の担い手の高齢化、または固定化が進み、ひとりが複数の役割を兼務するなど、地域における担い手の負担感の増加や確保が困難になっています。

### ■具体的な取組

#### 2-1 生きがいづくりから地域活動への発展支援

（保健福祉課）

高齢者の能力や技術、経験を生かし、生きがいづくりと社会参加を促進します。介護保険事業関係の出前講座及び地域介護予防活動支援事業の実施により、高齢者の生きがいと健康づくり、介護予防を目的とした健康体操及びレクリエーション活動を支援します。それらの活動への支援を通して、支え手・受け手を超えた高齢者を中心とした地域活動への発展と社会参加の創出を図ります。

#### 2-2 地域活動の情報発信・担い手育成

（保健福祉課・社会福祉協議会）

広報やボランティアセンター等を通じて身近な地域での活動やボランティア等の活動情報を発信し、地域の活動情報を周知するとともに、性別や年齢を問わず、気軽に参加して継続できる地域福祉活動や体験・学習機会の充実を図り、地域参加への促進を図ります。

#### 2-3 民生委員・児童委員の活動支援

（保健福祉課・社会福祉協議会）

民生委員法や児童福祉法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員である民生委員・児童委員が、地域住民の身近な相談を受け、専門機関に的確につないでいけるよう、関係

機関の連携づくりを行います。

民生委員・児童委員が、地域包括支援センターや社会福祉協議会等と協働で、うつ、ひきこもり、虐待、生活困窮など、地域の潜在的な課題を掘り起こし、必要な支援・サービスにつなげていけるよう研修機会を設け、活動内容の啓発と支援を進めます。

## ■取組例

### 【民生委員・児童委員定例会】

民生委員・児童委員は、自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障害者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしています。

これらの役割を担うために、毎月定例会を開催し研鑽に努めています。



＜ゲートキーパー研修会受講＞



＜部会活動の報告＞



＜事例検討会＞



＜出された課題を整理しました＞



＜地域包括支援センター職員との意見交換会＞



### 【地域運動教室の開催】

玄米ニギニギダンベル体操やノルディックウォーキングなどの運動を継続することで、健康づくりや疾病・介護予防を図ることを目的に、地域運動教室が開催されています。

また、運動教室に参加することにより参加者同士及び各運動教室毎の交流も盛んになり、地域づくりにもつながっています。

No.	教室名	登録者数
1	八手庭アップルズ	10人
2	小平健康教室	9人
3	鷺足ダンベル愛好会	6人
4	山寺ダンベル教室	10人
5	山下元気アップ教室	25人
6	高瀬区ダンベル教室	20人
7	真庭ダンベルクラブ	14人
8	町ダンベル体操愛好会	13人
9	花釜健康教室	20人
10	花釜健康サークル	15人
11	いきいき花釜	13人
12	花釜あおぞらラジオ体操	15人
13	牛橋ダンベル体操教室	12人
14	男前ダイエット教室	8人
15	ダンベル愛好会	24人
16	坂元元気アップ教室	10人
17	山元ノルディックウォーカーズ	33人
18	フレッシュダンベル	10人



<地域運動教室交流会>



<ノルディックウォーキング>

## 施策3 地域のつながりづくりや仲間づくり・居場所づくり

---

本町に暮らす一人ひとりが、自分の住む地区の福祉への関心を高め、自分事として考え行動することが大切です。地域活動を通して、様々な分野で活動する者同士が、出会い知り合うきっかけづくりや、「地区の困りごとは、いずれ地域の困りごとになる」という共通の認識を形成し、「こんなことしてみたい」という思いを行動にしていくための仲間づくりと、対話を可能にする居場所づくりを進めます。

地域における福祉の活動拠点となる「ひだまりホール」や「おもだか館」をはじめ、誰もが気軽に集える場所や交流機会を創出し、多世代が交流する機会を創出します。

### ■施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 地域福祉調査の結果では、コミュニケーション機会の問題として、60歳から相対的に年齢が高くなるにつれ、コミュニケーションの頻度が低くなる傾向が示されました。
- 調査結果では、もう少し話す機会が欲しい方が14%であり、話し相手が必要という方が一定数存在することがわかりました。高齢者には気軽に集まれる場所があると良いという意見が聞かれました。

### ■具体的な取組

#### 3-1 通いの場等の活動支援

学校区等の日常生活圏域ごとに地域づくりの拠点を明確化し、地域住民相互の支え合いによる持続可能な地域づくりを実現するために、高齢者や子育て世代等、誰もが気軽に集える居場所づくりを目指します。

#### 3-2 地域子育て支援拠点事業等の推進

（地域支援ネットワーク・保健福祉課）

子育て中の親が自由に集い、交流できる場として、子育て支援センターにおける育児サークル等の活動を支援するとともに、育児で閉じこもりがちな親子の社会参加を促すために、保護者同士の交流や子育てについての相談、情報の提供、助言等を行います。

#### 3-3 地域で子育てを支える支援の強化

子どもを育む育児サークルや子育て支援センター事業をはじめ、地域で多様な活動への参画を促し、地域ぐるみで子育てを支援する機運を醸成します。また、子ども会活動など、行事や地域活動等を介した子育て世帯と地域の世代間交流の促進を支援します。

### 3-4 子どもの居場所づくりの充実

放課後の子ども達の安全安心な居場所として放課後児童健全育成事業をはじめ、多様な体験学習機会等を実施し、子ども達が地域社会の中で、健やかに育まれる環境づくりを推進します。

### 3-5 障害者団体への活動支援

(保健福祉課・生涯学習課)

障害のある方の自立や社会参加を促進する組織の地域づくり・地域交流づくり活動を支援します。また、社会的孤立状態にある方やひきこもり等の方々が、それぞれの目的で通いの場を通して、地域での関係性を形成していけるよう多様なプログラムの展開を支援します。福祉、教育、就労等が分野横断的につながり地域づくりにつながるよう支援します。

### 3-6 町民誰もが気楽に参加できる居場所確保の推進

地域住民の誰もが気楽に立ち寄れる「居場所」づくりを目指します。世代間の交流、老若男女の交流が活発に行われ、互いに気心の知れた暮らしやすい地域をつくる居場所づくりを行います。地区毎に公会堂や空き家などを活用した「居場所」づくりを目指します。

## ■取組例

### 【おむすびころりん（こども食堂）】

規格外の野菜等の有効活用及び共働き、ひとり親世帯の子ども、単身高齢者等の地域とのつながりや居場所づくりとして、町内の有志の皆さんが子ども食堂を開催しています。

町内7会場にて、おにぎりや町内産野菜等を活用した味噌汁を安価に提供し、食事とおしこコミュニケーションを図るなど、だれもが立ち寄りやすく過ごしやすい空間を心がけています。





### 【地域支援ネットワーク活動】

本町では、区長・副区長や民生委員・児童委員等行政区の役員をメンバーとした、「地域支援ネットワーク」が各行政区に組織され、子どもから高齢者までの行政区民を対象とした、住民のつながりや仲間づくりの事業が行われています。

現在24の地区で、自主的に季節の行事やお茶飲み会等の行事が開催されています。



＜食事会の様子＞



＜夏祭り＞



＜みんなでラジオ体操＞

### 【ひろばポラリス】

ひろばポラリスは、2022年にオープンした、障害のある人もない人も一緒に過ごし、交流できる地域のフリースペースです。地域の中で孤立を防ぐ居場所となり、また多様な主体が参加し、新たな出会いやつながりを生み出し、互いに支え合い、相談し合うことのできる場所となることを目指しています。

ひろばポラリスに訪れる方は、本やアート作品などのある暖かな空間のなかで、創作活動や読書、他の方との会話などを楽しみながら、それぞれのペースでゆったりと過ごされています。





【あっぷるサロン・さんさんらじお体操の会】

住民主体による、身近な場所での高齢者の交流の場として、あっぷるサロンやさんさんラジオ体操の会が開催されています。

地区名等	開催日等	内容
浅生原区 さんさんらじお体操	第1・3火曜日 午前10時～11時	ラジオ体操、 しゃべりっ亭（住民主体の雑談会）
真庭区 きんようびのらじお体操	毎週金曜日 午前9時30～10時	ラジオ体操第1、第2
桜塚区 あっぷるサロン桜塚	第2・4月曜日 午前10時～11時	軽体操、物づくり、脳トレ
笠野区 ほっこりかさのかふえ	第4木曜日 午前10時～11時	脳トレ、軽体操、グランドゴルフ
合戦原区 にぎやかくらぶ	第4金曜日 午前10時～11時	軽体操、料理教室、脳トレ
下郷区 みずいろさろん	第4木曜日 午前10時～11時	軽体操
上平地区 さわやかラジオ体操	第4金曜日 午前10時～10時30分	ラジオ体操



## 基本目標 2 安心感を高める支え合いの仕組みづくり

---

### 施策 4 社会とつながる学ぶ場・働く場づくり

---

農福連携、水（産業）福連携などによる、障害者の働く場を、企業等と連携し、確保を目指します。身体・知的・精神に障害や生活困窮者やひきこもり状態にある「生きづらさ」を持つ方が農業や漁業で働き、自立することで、地域での生活を生き活きとして送れるよう、障害の有無や年齢を問わず、そうした場を必要とする人がつながることができる仕組みづくりを目指します。

#### ■施策を取り巻く環境（現況・課題）

〇ひきこもりの方の社会復帰の居場所や中間的就労を行うための多様な機会の創出が課題となっています。

#### ■具体的な取組

##### 4-1 多様な学ぶ場・働く場づくり

（保健福祉課・商工観光交流課・農林水産課）

社会とつながる場の創出を目指し、ひきこもりの方等の「生きづらさ」を抱える方が、社会復帰に向けて対人関係のトレーニングや学び直し等ができる居場所づくり、中間的就労について検討します。就労支援関係事業所を中心に、町内・近隣自治体に立地する中間的就労先や活動・取組の発掘・強化を行います。

##### 4-2 「社会とつながりたい」「働きたい」を応援するための情報発信

民生委員・児童委員協議会や社会福祉協議会などの関係機関団体に、町内にある就労継続支援 B 型事業所の情報発信に努めるとともに、中間的就労や農福連携の取組等の活躍の場や役割を知っていただく機会をつくります。また、地域活動支援事業や就労支援 B 型事業所等と定期的な情報交換の場を設け、各種相談支援機関と就労支援の団体との連携体制を強化します。

##### 4-3 多様な機会の創出

（保健福祉課・シルバー人材センター）

高齢者や障害のある方が働ける環境整備や働く場の確保につながるよう、シルバー人材センター等の関係機関と連携しながら、中間的就労や産業創出とリンクした就労先の創出に向けた取組を進めていきます。また、生産者や企業等とのマッチング体制についても検討します。

#### 4-4 就労支援を通じた地域づくり

いろいろな障害、困難を持つ町民への就労支援や居住支援などの地域参加の支援について検討していきます。居住支援に空き家も活用し、住まいが確保されることにより、地域で安心して暮らし続けられるようにしていきます。

また、就労支援や居住支援を必要とする町民が地域活動に参加でき、それを温かく受け止めることのできる仕組みづくり・地域づくりを目指します。就労支援や居住支援で新たに地域に加わった方、移住してきた方が、地区毎の居場所に気楽に集まり、温かい交流の中で安心して地域に溶け込んで暮らしていく仕組みづくりを目指します。

## 施策5 生活支援の活動づくり・仕組みづくり

---

町内外・近県に頼ることのできる家族や親戚がおらず、一人で暮らす高齢者や障害のある町民が入所・入院、終活ができ、安心して日常生活を送ることができるよう単身高齢者や障害者の日常生活を具体的に支えるための有償の仕組みづくりを進めます。

また、生活に欠かすことのできない食料品等の買い物、病院への通院の交通機関が整備され、利便性が向上するよう仕組みづくりを進めます。

### ■施策を取り巻く環境（現況・課題）

○地域では、高齢者世帯の増加や近所付き合いの薄れなどにより、地域での支え合い機能の低下、暮らしの中で不安を感じるようになってきています。

○調査結果から、困りごとでは、生活支援、防犯、防災などに不安があることが示される一方、半数が支え合いは行われていないという結果が明らかになりました。

○支え合いを活性化するためには必要なことは何かとの問いに最も割合が高かったのは「普段から助け合いができる顔の見える関係性を作ること」が26.4%となっており、多世代による地域づくりが課題となっています。

### ■具体的な取組

#### 5-1 生活支援活動を行う関係団体の組織化

（子育て定住推進課・保健福祉課・社会福祉協議会）

ひとり親家庭や子供の貧困対策の充実を図ります。暮らしに困難を抱える家庭や、その子ども達の食事を保障され、あわせて生活の居場所を得て、安心して暮らせるよう支援します。具体的には、子ども食堂や学習支援活動などの居場所づくりに繋がる活動を支援します。

#### 5-2 支え合いの活動強化・有償の仕組みづくり

（保健福祉課・社会福祉協議会）

社会福祉協議会が取組を進める「輪互の会（りんごの会）」等の活動支援を通して、家族による支援が期待しにくい世帯が、町内の日常生活・社会生活上の利便性の向上を図るとともに、暮らしなれた地域でいつまでも自分らしく生活することを保障します。

#### 5-3 人材の確保、人材育成、研修プログラムの検討

生活支援体制整備事業の発展に向けて、生活支援コーディネーターの役割を再検討し研修の充実強化を図ります。また、生活課題の増加を念頭に、民生委員・児童委員の地域活動をサポートできる仕組みの検討を行います。社会福祉協議会と連携し、ボランティアセンター機能の強化を図り、生活支

援活動・生活支援サービスの充実に資する人材の育成・確保・研修の機会を設けます。

#### 5-4 福祉アクセシビリティの向上に向けた取組支援

(地域公共交通計画)

地域公共交通計画に基づき、公共交通網の利便性向上を図るとともに、公共交通機関を利用するのが困難な人の移動を支援します。

#### 5-5 増加する単身者への生活支援サービスの充実強化

住まいの賃貸や施設入所、医療機関への入院の際など、保証人がいない一人暮らし等の町民に対する支援について検討します。また、住まい探しや、葬儀、埋葬、遺産処分等の終活を支援する体制整備を検討します。

### ■関連する制度や事業

項目	内容
5-5 地域公共交通計画	家族等の送迎も含め自力での移動手段がなく、移動に困っている方々を念頭に、町内の移動資源を有効に活用した、町民の生活を支えるインフラとして、持続可能で町民にとって利便性の高い交通システムの構築を行うことを目的とする計画。(計画の期間 令和6年度～10年度の5年間)

### ■取組例

#### 【輪互(りんご)の会～地域互助活動】

「ちょっとした困りごとをお互いさまの精神」で助け合う活動のことです。

手伝ってほしい(利用会員)方と手伝いたい(協力会員)方を、社協コーディネーターが橋渡しをします。

活動内容は、調理・室内の掃除・ごみ出し・洗濯・草むしり・買い物・窓ふきなど日常生活のちょっとしたことです。



## 施策6 災害時における支え合いの仕組みづくり

---

地域住民の生命と財産を守るために、日常の支え合い、助け合いが緊急時や災害時の支援につながるよう支援体制の充実に取り組みます。

それには、顔の見える関係や支え合いの仕組みが災害時にも機能するよう、普段から災害時を意識することが必要となります。地域防災計画や個別避難計画作成を通して、地域住民のつながりや支え合いの仕組みを強化します。また、災害時に「誰一人取り残さない」安全で安心な地域づくりを目指します。

### ■施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 災害時に適切な対応ができるよう、地域と連携した支援体制の構築とともに、地域防災力の向上のため、自主防災組織や避難支援体制の強化・充実を図るなど、地域の防災活動に対する支援の充実が求められます。
- 調査結果では、地震などの災害が発生した場合、避難することが「できる」と回答した方の割合は81.8%でした。また、「支援があればできる」と回答した方の割合は12.0%、避難することが「できない」と回答した方の割合は2.7%でした。
- 悪質商法や特殊詐欺などの手口は時世に応じ常に変化、多様化していることから、引き続き地域住民への情報提供と正しい知識の普及・啓発が求められます。

### ■具体的な取組

#### 6-1 防災意識の向上

（総務課・保健福祉課）

避難所の周知や災害時の備え等、防災意識を高め、必要な知識を身につけるため、学校等における防災教育や広報紙、パンフレットを活用した地域住民への啓発、情報提供を実施します。また、防災訓練等を通じて、災害発生時の災害応急活動の問題点を把握し、減災につながる応急活動となるよう、地域主体の自主防災活動や防災訓練に対する支援を行い、地域防災力の向上を図ります。

#### 6-2 災害時の避難支援、要配慮者対策の推進

（総務課・保健福祉課）

災害時の安否確認を行うため※要配慮者（避難行動要支援者）への登録等、個人情報保護に配慮しながら、災害時に援助が必要な高齢者等の実態把握や情報共有を図り、災害時の支援体制の充実を図ります。

### 6-3 地域防災計画の運用を通じた地域の支え合いの仕組みの強化

(総務課・保健福祉課)

行政区長、民生委員・児童委員協議会など様々な団体が協働し、地域防災計画を推進し、地域の支え合いの仕組みが強化されることや、社会参加の機会となることを目指します。また、地域の避難訓練などに障害者や高齢者、社会的孤立状態にある人などが参加できるよう地域への働き掛けを行い、日頃からの顔の見える関係、声を掛け合える関係づくりを支援します。

### 6-4 災害時に活動できる人材の育成

(保健福祉課・社会福祉協議会)

社会福祉協議会と連携して、災害時ボランティアセンターの設置や災害時ボランティアコーディネーターの研修などを開催し、災害時に活動できる人材を育成します。

### 6-5 災害時の福祉避難所の円滑な運営体制の整備

(総務課・保健福祉課)

福祉サービスを必要としていて、一般の避難所では避難生活を送りづらい方には福祉避難所を開設し、対応できるよう体制整備を行います。福祉避難所開設・運営のため介護事業所との連携強化や福祉避難所開設・運営マニュアルの確認に努め、開設・運営訓練を行います。また、通常の避難所においても、一定程度対応が可能となるよう備蓄品の整備に努めます。

### 6-6 防犯・消費者被害対策の推進

(総務課・保健福祉課)

地域における防犯意識を高めるため、広報による啓発に努めるほか、警察や各関係団体と連携のもと、防犯パトロール等の活動を支援します。また、高齢、認知症、障害等により判断力が不十分な方の消費者被害を防ぐため、見守り等を通じて未然防止、被害等の早期解決に努めます。

#### ※要配慮者(避難行動要支援者)

災害対策基本法における、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方のこと。要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方を避難行動要支援者と言います。

#### ■取組例

項目	内容
6-2 避難行動要支援者名簿の作成	避難行動要支援者名簿は災害対策基本法第49条の10において、作成が義務付けられており、毎年名簿へ登録者を追加しています。災害時に自力で避難することが困難な要介護者や、重度の障害者の方々などが、地域で避難の支援が受けられるようにするため、「避難行動



	<p>要支援者支援制度」として避難行動要支援者名簿の作成を行っています。名簿には、氏名・生年月日・住所・電話番号などの連絡先・支援を必要とする理由などが掲載され、作成した名簿情報は、本人の同意が得られた場合には、平常時から、災害の発生に備え、消防署、警察、民生委員・児童委員、自主防災組織等に提供します。</p> <p>名簿に掲載された方については、緊急連絡先や近隣に住む避難支援者の情報、避難先等の個別の避難支援計画を作成します。</p>
<p>6-2 福祉避難所の設置</p>	<p>【福祉避難所の設置】</p> <p>福祉避難所の設置に関して：山元特別支援学校との協定</p> <p>【避難行動要支援者支援制度】</p> <p>災害発生時、町指定避難所での生活が困難な要配慮者が、日常生活に支障なく避難生活を送ることができるよう、町内介護施設等と「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結しています。協定を締結しているのは、介護施設11か所、障害者施設2か所、宮城県立山元支援学校の計14か所となっています。</p>

■取組例

【社会を明るくする運動】

社会を明るくする運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

本町でも、この運動の一環として、毎年山下・坂元両駅において、人権擁護委員の協力のもと出勤や通学前の皆さんに対し啓発活動を実施しています。



<坂元駅>



<山下駅>



## 基本目標 3 複雑化する生活課題を協働で解決する体制づくり

---

### 施策 7 包括的な相談支援体制の構築

---

8050 問題やひきこもり支援など複雑化・複合化した問題に対しては、高齢者や障害者分野等の相談窓口が、まずは包括的に相談を受け止めた上で、適切な部署や支援機関へ繋ぎ、多機関多職種が連携していく相談支援体制の構築が求められています。

既存の制度の対象とならず相談をあきらめている人や、家庭内等において課題が見えにくく、支援の必要があっても相談機関に繋がりにくい人については、地域での活動と連携した情報収集に努め、早期に相談支援に繋げるよう取り組む必要があります。

誰もが必要な相談窓口の情報を得られ、困ったときには気軽に相談を受けられる体制を構築します。

#### ■施策を取り巻く環境（現況・課題）

○地域住民の抱える困りごとは様々で、支援を必要としている地域住民の抱える課題の多様化、複雑化が進んでおり、分野別・対象者別の福祉制度に基づく相談支援だけで対応することが困難なケースが増加していくことが予測されます。

○調査結果では、様々な生活のしづらさを抱えている人達も含めてどんな困り事も相談できる敷居の低い窓口が必要であるという必要性が明らかになりました。

#### ■具体的な取組

##### 7-1 身近な生活圏域での相談窓口の明確化と周知の強化

地域住民等が身近な相談窓口気軽に相談できるよう、日常生活圏域に設置される各種相談窓口の役割や機能について周知に努めるとともに、分野を横断する課題についても多機関の連携によって、支援を必要とする人に繋がる情報提供や関係機関へ適切に繋ぐ機能を備えた相談体制づくりを進めます。

##### 7-2 「断らない相談支援」に向けた多機関協働の規範形成

官民による多機関の連携体制を構築し、高齢、障害、児童等の分野別の相談体制では対応が困難な課題が複合化・複雑化しているケース、制度の狭間にあるケース、支援を必要とする方が自ら相談に行く力がなく、地域の中で孤立しているケースなどを適切に相談や支援に繋げるための「断らない相談支援」について関係機関で理解の促進に取り組みます。

##### 7-3 制度の狭間にある対象者への伴走型支援の仕組みづくり

制度の狭間においてサービスが受けられない方や複合化・複雑化した福祉課題に悩む方への中長期

的な伴走型支援に繋がるよう、制度や実施主体の垣根に捉われないサービスの総合化とフォローアップの仕組みづくりに向けた検討を進めます。

#### 7-4 地域と連携した潜在的なニーズの把握の仕組みづくり

(保健福祉課・地域包括支援センター)

身近な地域での福祉活動や民生委員・児童委員と連携し、福祉サービスを必要とする方の把握する取組を進めます。障害者・高齢者の家族介護者、ヤングケアラーの問題について、ケアを個々の家庭の問題とせず地域全体で支えていけるよう支援体制について検討します。

また、地区と見守り・相談・支援のサポート・ネットワークの形成を通じて、潜在的な地域福祉問題の掘り起こしを行い、適切に福祉サービスにつなげるべき方など、様々な困難を抱えている対象者の発見、把握に努めます。

#### 7-5 早期発見・早期介入の仕組みづくり

地域座談会等の開催等を通じて、地域で地域住民同士が話し合い、地域の福祉課題を共有する機会を設け、福祉課題の把握に努めます。また、地域において支援の必要な方への通いの場や見守り活動、安否確認活動等、身近な地域での小規模な地域福祉活動の充実に努め、関係団体や地域住民同士の連携を強化します。活動等を通じて把握した、様々な課題や新たなニーズに対応した社会資源の検討や解決の仕組みづくりを目指します。

#### 7-6 人と人、人と資源を繋ぐ地域福祉コーディネーターの配置

包括的な相談支援の構築に向けて、日常生活圏域で支援体制のコーディネートや地域づくりのマネジメントを行う協働の中心となる生活支援コーディネーターの役割について明確化します。2つの日常生活圏域に配置された生活支援コーディネーターが、人と人、人と地域資源を繋いで、地域の豊かな人づくりを支援し、支えていく地域福祉コーディネーターの担い手・役割について整理を図り、地域資源の開発を行います。

#### ■関連する制度や事業

項目	内容
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	老人福祉法(昭和38年法律133号)第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」及び介護保険法(平成9年法律第123号)第117条に規定する「市町村介護保険事業計画」として策定する。 本計画は、高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な実施を図り、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指して、施策の目標及び介護サービス量の見込み等を定める。

## ■取組例

### 【なじょすっぺ会】

なじょすっぺ会とは、地域に支え合いの輪を広げていくため、その地域ならではの「支え合いのしくみ」について、無理なく取り組めることは何かを探し、話し合う場です。

なじょすっぺ会では、地区の役員の方を中心に関係機関と連携し、様々な方が集まって取組を進めています。

#### 1 つばめの杜西地区見守り隊

つばめの杜西地区は、東日本大震災の被災者が入居する災害復興公営住宅があります。入居者の孤立防止のために見守り隊の皆さんが活動しています。

毎月第3木曜日、午前9時につばめの杜西地区集会所に集合し、その後、スタッフ2～3名に分かれ、担当している班を一軒ずつ訪問し必要な方は、関係機関につないでいます。



#### 2 つばめの杜東地区なじょすっぺ会

つばめの杜東地区にも、東日本大震災の被災者が入居する災害復興公営住宅があります。

毎月第4木曜日、午前11時から、つばめの杜東地区集会所に「なかよしサポート会」スタッフが集合します。「なかよしサポート会」の皆さんの見守りは、主に生活場面で見守り対象になっている「ちょっと心配な方」に対して、普段のコミュニケーションの中でさりげない見守りを行っています。



## 施策8 多機関協働に向けたネットワークの構築

---

一つひとつの困りごとは制度の対象にならなくても、それらが複合化して、生きづらさにつながっているような課題に対応するため、施策分野ごとの相談支援機関等や行政機関が問題を共有し、連携して支援を行う等、総合的に対応できるネットワークを構築します。

### ■施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 制度の狭間にある方への対応やひきこもり問題、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）等、問題の複雑化、複合化が課題となっています。
- 支援を必要とする人に適切な支援・サービスを提供していくため、包括的な相談支援と併せて、支援を行うサービス提供事業所やボランティア団体のほか、分野を超えた関係機関でのネットワークを構築し、制度に基づく公的な福祉サービスに加え、サービス提供事業所やボランティア活動への福祉的支援の充実を図り、多機関・多職種連携による重層的な支援が行えるよう対応していくことが求められます。

#### 8-1 保健・医療・福祉の連携

妊娠出産を安全に迎えるため、母子の健康状態を確認するとともに、乳幼児の発育状況、疾病等の予防や早期発見など母と子の健康増進を図ります。また、医師会やケアマネ連絡会において情報交換会を行い、多職種が連携し、医療・介護サービスを包括的に提供する環境づくりに取り組みます。

#### 8-2 地域包括支援センターの機能強化

高齢者が抱える課題や困難事例への対応をきめ細やかにを行うため、各サービス提供事業所やケアマネジャー、関連機関と連携の上、課題解決に向けた検討を支援しながら、地域包括支援センター機能が十分発揮されるよう体制を整備し、地域包括ケアシステムのさらなる深化を図ります。

#### 8-3 地域自立支援協議会の機能強化

障害者の各相談機関に寄せられる相談内容や今後地域で求められる取組等について、必要な情報の提供や共有を行い、困難な事例についての課題解決に取り組むほか、地域生活支援拠点等整備、精神障害にも対応した連携体制を進めます。

#### 8-4 不登校児童生徒への対応やいじめ問題等への対応

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや関係機関との連携により、不登校児童生徒への対応やいじめ問題等、配慮が必要な要保護児童の諸問題に取り組み、児童生徒及び保護者のきめ細やかな支援を行います。

## 8-5 生活困窮者への支援の強化

生活困窮世帯の早期発見、特に潜在化している現状把握のためのネットワーク強化が必要です。社会福祉協議会の生活福祉資金貸付事業との連携をはじめ、生活困窮者に対し、宮城県自立相談支援センター（パーソナルソーシャルサポートセンター）や民生委員・児童委員などと連携し、健康で文化的な生活を送るための社会保障として、生活保護の適正受給を促進するとともに、きめ細かな相談や生活福祉資金貸付、就学援助などによる経済的支援、就労支援等により、生活困窮者の自立を促進していきます。

## 8-6 再犯防止への取組（再犯防止推進計画）

本項を「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づく、地方再犯防止推進計画として位置づけ、国や県、警察等と連携しつつ、町の実情に応じた再犯防止に関する取組を推進し、地域住民が犯罪による被害を受けることを防止するとともに、犯歴のある人が社会復帰に向けて進んでいくための仕組みづくりの推進と、社会の構成員として受け入れられる地域住民理解の促進を図ることで、「誰一人取り残さない」安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。実施に当たっては、次の取組について推進します。

- 県再犯防止推進計画に基づき、県と連携を図りながら、町が行うべき取組を積極的に推進します。
- 更生保護を支える保護司等の活動を支援するとともに、住まいや就労等、地域での自立につながる関係者との協力や関係づくりを進めます。
- 犯罪被害者等の置かれている状況をはじめ、犯罪被害者等の心情について、地域住民の理解を深めるための啓発活動について検討します。

### ■取組例

項目	内容
8-4 ケアハウス	様々な事情で学校への登校が難しい状況になっている児童・生徒が、安心して過ごせる居場所として、一人一人の個性や教育的ニーズに合わせた支援を行っています。また、基本的な生活習慣を再確認し、社会性やコミュニケーションを培う場としての体験活動や保護者への相談活動を行っています。

## 施策9 権利擁護の推進に向けた成年後見制度の仕組みづくり

### (成年後見制度利用促進計画)

平成28(2016)年に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」では、第14条において、市町村が国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努める」と明記されています。これを踏まえて、本町では地域福祉計画と一体のものとしてこれを取り込み、山元町成年後見制度利用促進基本計画を町地域福祉計画に位置付け策定します。

#### 1 計画策定の法的根拠及び基本的な考え方

##### (1) 計画の期間

本計画については、地域福祉計画との整合性を図るため、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度の5年間を計画期間とします。

##### (2) 成年後見制度利用促進についての基本的な考え方

成年後見制度の利用促進は、制度の利用を必要とする人が尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものです。そこで、以下の点を本計画の基本的な考え方とします。

- 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護を重視します。
- 成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備します。
- 成年後見制度以外の権利擁護支援策も総合的に充実します。
- 任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進めるとともに、本人の意思能力や生活状況に応じたきめ細かな対応を可能とする補助・保佐類型が利用されるための取組を進めます。
- 安心かつ安全に成年後見制度を利用できるようにするため、不正防止等の方策を推進します。
- 福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにします。

##### (3) 成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症や知的障害・精神障害等により財産管理や日常生活に支障がある方の法律行為を支える制度です。制度には大きく分けて「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

## 2 成年後見制度に関わる課題・対応策及び施策の体系

### (1) 課題及びその対応策

#### ①権利擁護支援についての周知・啓発の徹底

本町では今後も高齢化率が上昇する見込みであり、それに伴って独居高齢者や認知症高齢者も増えていくことが予想されます。従って、権利擁護支援を必要とする方への支援が漏れてしまうことのないよう、周知・啓発を徹底することが必要です。

#### ②入院、入所時等の保証人に関わる支援や任意後見制度相談支援の充実

今後独居の高齢者が増えた際には入院、入所時に保証人や緊急連絡先がないケースが増えることが予測されます。特に、認知症や障害等によって判断能力が不十分な方の場合には対応が難しく、本人に不利益が生じてしまう可能性が高くなります。従って、入院・入所時等の保証人に関わる支援の充実や、判断能力があるうちに必要な事項を定めることができる任意後見制度の周知・相談支援の充実が必要です。

### (2) 施策の体系

本町における課題及び対応策を踏まえて、以下の6点について重点的に施策を実施することとします。

- ①目的・対象に応じた広報の充実
- ②本人を尊重した切れ目のない支援の充実
- ③成年後見制度利用促進のための環境整備
- ④任意後見制度利用等の相談・支援の充実
- ⑤親族後見人への支援の充実

以上6つの重点的な施策について、具体的な取組を下記のとおり検討を進めます。

## ■具体的な取組

### 9-1 権利擁護に関する制度の周知と利用促進

様々な機会を通じて、判断能力が十分でない方を守る成年後見制度、日常生活自立支援事業の普及に努め、制度を必要とする方の権利が守られるよう、体制の整備とともに、制度の周知と利用促進を図ります。

### 9-2 支援体制の充実

社会福祉協議会、地域包括支援センター、相談支援事業所及び福祉施設等と連携し、本人及び成年

後見人等を支えるチームを支援できる体制を整備します。早期の段階から、チームとして支援ができる体制を整え、日常生活自立支援事業の活用や保佐・補助制度についても理解が深まるよう働きかけます。

具体的には、地域権利擁護推進センターの設置に向け、専門職（弁護士・司法書士・医師・社会福祉士等）や家庭裁判所、社会福祉協議会、行政の連携を強化します。

また、広域による地域連携ネットワークを定期的開催することを検討し、身寄りがない方や親族の協力が得られにくい方、経済的に申立てが困難な方などについて積極的に行政による成年後見制度利用支援事業の活用を進め、成年後見制度等の利用を促進します。

### 9-3 意思決定支援の充実

成年後見制度は財産管理のみを重視するものではなく、認知症高齢者や障害者本人の意思を丁寧にくみ取り、本人の意思を尊重することでその人の権利を擁護していくことが重要です。利用者に寄り添った支援を早期に行える関係を構築します。「意思決定の中心に本人を置く」本人中心主義を実現できるよう、チームによる支援体制を充実します。家庭裁判所と連携し、本人にあった後見人候補者の選定を実施します。

### 9-4 一人暮らし町民の終末期の看取り、死後対応への支援事業

一人暮らし町民の入院・入所の保証人、終末期の看取りなどについて検討します。身寄りのない一人暮らしの町民が、安心して入院・入所をすることができ、終末期の看取りも含めて孤立することなく生活を送れるよう支援体制を整備します。

また、一人暮らしの町民が亡くなられた場合の葬儀や住まいの整理、残余財産の処分などの死後対応について検討します。身寄りのない町民の葬儀、住まいの整理、財産処分等についての事業展開について検討します。

### 9-5 人権相談・人権教育の推進

地域住民の人権意識を高め、いじめや虐待、差別や偏見など、あらゆる人権問題の解消、互いを認め合う意識の醸成に向けて、人権教育や意識啓発等に取り組みます。また、人権相談を通じて、人権に関する課題の把握や解決に努め、取組を通じて地域共生社会の実現、地域福祉の推進に繋がります。

### 9-6 虐待・ドメスティックバイオレンス（DV）の早期発見・早期対応

地域において子どもや高齢者、障害のある方等に対する虐待、配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力（DV）を防止するとともに、その早期発見や問題解決を図るために、啓発の強化や地域の見守り活動等を推進します。また、虐待の通報義務等について周知を図るとともに、民生委員・児童委員や地域住民、関係機関との連携を密にし、要援護者の早期発見に努めます。



## 9-7 高齢者・子ども・障害のある人の虐待防止ネットワークの強化

関係者及び地域とのネットワークを強化し、虐待の早期発見に努め、防止に向けた取組を推進するとともに、虐待を受けた高齢者や子ども、障害のある人への保護並びに養護者に対する適切な支援を行います。また、対象者やその家庭に重層的に課題が存在している場合等の困難事例を把握した場合は、関係機関や地域が一体となり、必要な支援を行います。

### ■取組例

項目	内容
9-7 虐待防止等対策ネットワーク会議	関係する機関、団体及び関係者と相互の連携を図り、虐待等の防止及び早期発見、早期対応並びに適切な支援を行うために設置し、必要な活動・体制整備の促進を図っています。

## 基本目標 4 多様な主体が協働する創造的な地域の基盤づくり

---

### 施策 1 0 社会福祉協議会の基盤強化と協働による地域福祉計画の推進

---

社会福祉協議会には、住民組織、社会福祉施設、民生委員・児童委員、ボランティアやNPOなど地域の関係者と地域福祉を進める協働・協議の場をつくる役割があります。そのため、多様な主体の参画を得て、地域の課題解決に向けた活動が実践できるように社会福祉協議会の基盤強化が必要となります。

地域における生活課題が多様化・複雑化・深刻化する中、身近な地域で専門職と地域住民が協働した見守りや居場所づくり、生活相談を展開できる拠点づくりなどの取組を社会福祉協議会と連携して行います。

#### ■具体的な取組

##### 1 0 - 1 社会福祉協議会の運営を支援し、地域福祉推進の基盤の強化

社会福祉協議会が、日常生活圏域を活動基盤として、地区の地域福祉推進基礎組織とも連携し、小地域福祉活動を推進するよう、基盤の強化を目指します。町内学校区を基本に活動を展開している「なじょすっぺ会」等が地域二ーズのアンテナ機能を果たし、地域福祉に関連する情報把握が進み、豊かな地域福祉活動が地区ごとに展開されるよう民生委員・児童委員協議会や行政区長会とも連携を取りながら活動の深化・発展を支援します。

##### 1 0 - 2 地域福祉推進の中核的組織として社会福祉協議会の活動支援

社会福祉法第 109 条に位置付けられる地域福祉を推進する中核的な組織として社会福祉協議会を位置づけ、日常生活圏域で支え合いのセーフティネットづくりに地域と協働で取り組んでいくための活動支援を行います。その基本となる生活支援体制整備事業の展開については、社会福祉協議会と地域包括支援センターの協働について支援し、情報収集や情報共有を目的とした協議体の運営について町の包括的支援体制の構築を視野に入れた取組を推進します。

##### 1 0 - 3 地域福祉活動計画との一体的な運用と推進

社会福祉協議会と行政が協働して地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定・進行管理を行います。両計画の策定期間・期間の調整を図るとともに、地域福祉計画の策定過程で、明確化した課題については、社会福祉協議会と役割分担を検討し、施策分野別に行われている地域づくりや協議体・会議体の編成、施策・事業・取組に至る整合性を図りながら、資源制約下で合理性・効率性を実現できる地域福祉の推進を図ることができる運用のあり方を検討します。

■取組例

項目	内容
10-1 生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターを配置し、地域ふれあい支え合い研修会、小学校区ごとの研修会、地域のお宝マップの作成、新規サロン立ち上げ支援等を行っています。
10-3 地域福祉計画等の策定	地域福祉計画、成年後見制度利用促進基本計画並びに再犯防止推進計画を策定するため、地域団体・福祉関係者からなる山元町地域福祉計画等策定委員会を設置し、計画の内容について協議をしました。

## 施策 1 1 社会福祉法人との連携による地域福祉の推進

---

地域福祉を推進するためには、福祉事業を行う法人など（福祉法人）の協力が不可欠です。また、地域で活動する福祉法人への住民の理解と協力も重要となります。町内の福祉法人が安定的、継続的にサービスを提供できる体制を強化するとともに、行政や住民と連携できる関係づくりを行います。また、国において社会福祉連携推進法人の設立など法人間の連携による取組を推進している状況を踏まえ災害や困窮者支援、人材確保・育成等に向けた連携のあり方について、広域的な対応の状況を含め検討していきます。

### ■具体的な取組

#### 1 1 - 1 福祉法人の連携体制の推進と顔の見える関係づくり

「社会福祉法人による公益的事業の推進」の施策として、ラウンドテーブルを設置し、社会福祉法人による地域貢献の取組に関する検討を進めていきます。地域での拠点機能を生かし、地域サロンのサポートや施設における出前講座など、地域住民との交流機会の拡大に向けた検討を行っていきます。

#### 1 1 - 2 福祉法人の専門職と住民が協働できる環境の整備

新型コロナウイルス感染症への対応をする中で、より身近な法人同士での助け合いの必要性が高まり、分野を越えた法人間との新たなつながりの必要性が認識されました。社会福祉法人に限らず、福祉事業を行う全ての関連法人が参加できる場づくりに向けた福祉法人のネットワーク化を進めていきます。

#### 1 1 - 3 専門職人材の確保や定着に向けた取組の推進

町内の社会福祉法人における専門職人材の確保や定着の現状と課題を共有し、解決に向けての取組の検討を行います。町内の福祉の仕事への関心を高めるため、大学などと連携した取組を行い福祉専門職の確保や研修会を開催します。

#### 1 1 - 4 災害発生時における町内社会福祉法人と地域との連携の検討

災害時に地域の力と社会福祉法人の力が互いに助け合って困難を乗り越えられるよう、地域に連携の基盤を構築する検討を行います。町内社会福祉法人と災害発生時における地域貢献についての協議を進めます。

## 施策 1 2 共生社会づくりに向けた庁内連携の強化と体制づくり

---

地域福祉計画の進行管理や重層的支援体制整備事業の取組に向けて、庁内連携と分野を越えた地域福祉をマネジメントする体制を強化します。

重層的支援体制整備事業では、包括的相談支援と参加支援、地域づくり支援を一体的に行うことが求められています。本計画はそれらを包含したものとなっており、計画を推進することで、重層的支援体制整備にもつながります。

### ■具体的な取組

#### 1 2 - 1 本計画の推進を通じた重層的支援体制整備事業への取組拡充

社会福祉法第 106 条の 4 に規定される「重層的支援体制整備事業実施計画」策定の準備について、その取組を確実に進めるために、関係部署、関係団体との連携強化に努めます。関係機関・組織・町民等と十分な議論を通して同計画が策定・実施されるよう、関係部署、関係団体との情報共有体制をつくり、重層的支援体制整備事業に向けての課題整理を行います。

#### 1 2 - 2 行政職員の地域福祉マネジメント力の向上

第 1 次山元町地域福祉計画の策定を契機に、地域共生社会の実現に向けた福祉政策に関する研修機会を設けます。策定した地域福祉計画をもとに、町内の特性や地域福祉ニーズを理解し、異なる組織や部門との調整・連携を図りながら、計画を進める実施過程並びに進行管理の方法に関する研修を行います。

#### 1 2 - 3 地域福祉計画の方向性や取組の情報発信

希望する情報の内容や情報を得る手段は、地域住民によって異なることを踏まえ、広報、ホームページ、各種パンフレット等、多様な媒体を活用し、保健福祉サービスをはじめ、地域福祉に関する様々な情報が多くの地域住民にわかりやすく、適切な手段で入手できるよう配慮します。また、デジタル技術を活用した情報発信の導入について検討します。

1 策定委員会名簿


## 2 策定委員会設置要綱

---

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画及び再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画（以下「地域福祉計画等」という。）を策定するため、山元町地域福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の事務は、地域福祉計画等の策定に関し、協議及び検討の上、その内容を町長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 地域団体関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 関係行政機関等の職員
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から地域福祉計画の策定が完了する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の関係者の関係者の出席を求めて意見を聴取し、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、委員会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理をする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。



### 3 用語の整理

	用語	解説
ア 行	SNS(エス・エヌ・ イス)	Social Networking Service(ソーシャルネットワーキングサービス)の頭文字をとったもので、WEB上で社会的交流を構築するためのサービスのこと。
	NPO(エヌ・ピー・ オー)	Non Profit Organization(利益を分配しない組織)の頭文字をとったもので、民間非営利団体。
カ 行	介護保険	介護が必要な方(要支援者・要介護者)に介護費用の一部を給付する制度。寝たきり・認知症などの高齢者が増加する中、「介護」の負担を社会全体で支え合うことを目的に平成12年4月に施行された。
	協働	異なる主体が何らかの目標を共有し、共に力を合わせ活動すること。
	権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの表明を支援し、代弁することをいう。
	子育て支援センター	子育て支援業務の基幹となる拠点施設のこと。
サ 行	社会的孤立	家族や地域社会との交流が、客観的にみて著しく乏しい状態のこと。
	社会福祉協議会	全国の市区町村、都道府県・指定都市に設置され、地域福祉を推進する中核的な団体として、社会福祉法に明確に位置付けられた民間の福祉団体。
	社会福祉法	社会福祉サービスの基礎をなす法律で、社会福祉の目的や理念、原理等を盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉の基礎構造に関する規定が定められている。
	重層的支援体制整備事業	地域住民の複合的な課題を包括的に受け止め、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において、「属性を問わない相談支援」、「社会とのつながりをつくるための「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う事業。また、これら3つの支援をより一層効果的・円滑に実施するために、関係者の連携の円滑化を進める「多機関協働による支援」や支援が届いていない人に支援を届ける「アウトリーチ等を通じた継続的支援」も含め一体的に実施する。本事業は令和3年の改正社会福祉法において新たに創設された任意事業。
	生活困窮者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のこと。
	成年後見制度	認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分となった人が、財産管理や契約で不利益をこうむったり、人間としての尊厳が損なわれたりすることの無いように、家庭裁判所が選任した後見人等が、その方々を法的に支援する制度。
	成年後見制度の利用の促進に関する法律	成年後見制度の利用の促進について基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律。

	用語	解説
タ 行	ダブルケア	子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態のこと。
	団塊の世代	作家の堺屋太一氏が命名した言葉で、第二次世界大戦後の数年間のベビーブームに生まれた世代のこと。一般的に、昭和22年から昭和24年にかけて生まれた世代を指す。
	地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
	地域包括ケアシステム	少子・高齢化が進む中においても、地域の実情に応じて、可能な限り住み慣れた地域で、高齢者一人ひとりが有する能力に応じた自立した生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、日常生活支援が包括的に提供される体制。
	地域包括支援センター	市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設のこと。
	閉じこもり	寝たきり等ではないにもかかわらず、家からほとんど外出せずに過ごしている状態のこと。
	ドメスティックバイオレンス（DV）	配偶者のみならず、恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力をいう。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的な暴力、子どもを利用した暴力が含まれる。
ナ 行	認知症	いったん正常に発達した知能が、脳の病的な変化により低下し、日常生活上あるいは社会生活上支障をきたした状態をいう。代表的なものとして、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症がある。症状としては、認知機能障害（物忘れなど）、精神症状・行動障害（幻覚、妄想、徘徊など）、神経症状（パーキンソン様症状など）などがみられる。
	認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のことであり、認知症サポーター養成講座を受講した人を認知症サポーターと呼んでいる。
	ネットワーク	一般的には、網目状の構造とその機能を意味するが、社会福祉の領域では人間関係や各種機関のつながりの意味で用いることが多く、地域における住民同士の複数の関係のつながり（情報や感情の交流）などを指す。
ハ 行	8050問題	80代の親が50代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題のこと。
	ひきこもり	「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」(厚生労働省、平成22年5月19日公表)で定義される「様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出は除く)を指す現象概念」。
	避難行動要支援者	災害対策基本法において、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策上特に配慮を要する方(要配慮者)のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方を避難行動要支援者と言います。
	避難行動要支援者名簿	高齢者、障害者、乳幼児など、災害時に配慮を要する人のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する人の名簿。
	ボランティア	個人の自由な意思によって金銭的对価を求めず、社会的貢献を行うこと及びそれに携わる人のこと。

	用語	解説
ハ行	ボランティアセンター	地区又は職場や学校においてボランティアに関する事務を行い、ボランティアの活性化を図る組織。市区町村単位で社会福祉協議会と連携して設置されることが多く、ボランティア情報の収集と発信、ボランティアコーディネート業務、ボランティアに関する教育・研修の場、ボランティアの情報交換の場として機能している。
マ行	民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員（非常勤）であり、ボランティアとして地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助等を行う。また、民生委員は児童委員も兼ねることとされており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等も行う人である。
ヤ行	ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。
	要配慮者	災害対策基本法において、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方のこと。